デジタル原則を踏まえた
アナログ規制の見直しに係る
工程表のフォローアップ

（令和４年度３月見直し期限）

2023 年 5 月 30 日

デジタル臨時行政調査会

令和 4 年 12 月 21 日に公表された「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」の、7 項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」)、「FD 等の記録媒体を指定する規制」及び「その他工程表（経済界要望等)」について、点検対象条項に係る規制見直しのフォローアップを行うもの。

・　７項目のアナログ規制

・　FD 等の記録媒体を指定する規制

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２又は３の条項は、見直し を要すずとも デジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	1	人事記録の記載事項等に関する政令	内閣官房	第5条	検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「「人事記録の記載事項等に関する政令」第５条に基づく検査について」（令和５年２月１日付事務連絡）の発出により、検査においてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	3	人事院規則１３－３（災害補償の実施に関する審査の申立て等）	人事院	第31条	災害補償審査委員会が必要と認める場合の実地調査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、人事院HP （https://www.jinji.go.jp/kouhoisima/saigaihosyou/saigaishinsyu.html）に掲載している「災害補償審査・福祉事業施策申立ての手引」の改訂を行い、オンライン方式による調査が可能である旨明記した。			
別表１	6	国家戦略特別区域法	内閣府	第12条の3第9項	学校教育法等の特例	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「学区教育法等の特例における実地調査について（お知らせ）」（令和５年３月７日付事務連絡）の発出により、実地調査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	7	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律	内閣府	第3条第6項	特別の災害復旧事業についての補助	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「災害対策基本法等における実地調査の運用について（周知）」（令和５年４月７日付事務連絡）の発出により、実地調査においてリモート等のデジタル技術の活用も可能である旨を明示した。			
別表１	8	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	内閣府	第28条	指示等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、地方公共団体におけるPFI事業導入の手引きの改訂により、PFI法第28条による事務等の報告はオンラインにより可能である旨明確化した。 〔地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き 2．実務編　6-1 この他、PFI法に基づき、地方公共団体が選定事業者に対し、報告聴取（オンラインによる実施も可能）等を求めることが考えられます。			
別表１	11	地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協会に関する規則	警察庁	第4条第5号	活動内容	口頭規制	1-①	3	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「地域交通安全活動推進委員制度の運営について（通達）」（令和５年３月17日付警察庁「交企発第49号）の発出により、実事務局と事務に合意しているとおり、本規則については、通知からのデータ収集では必要な情報を十分に収集できない場合等に実地による調査を求めるものである旨を明示した。			
別表１	13	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護委員会	第146条第1項	報告及び立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等実施要領」を改正し、立入検査又は別の情報収集の手段である報告若しくは資料の提出の要求について、オンラインの手法が可能であることを明示した。			
別表１	15	個人情報の保護に関する法律	個人情報保護委員会	第156条	資料の提出の要求及び実地調査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等実施要領」を改正し、実地調査と別の情報収集の手段である資料の提出及び説明の要求について、オンラインの手法が可能であることを明示した。			
別表１	17	資金業法施行規則	金融庁	第10条の23第1項第4号イ	個人顧客の利益の保護に支障をおそれることがない契約等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（令和５年１月26日付事務連絡）の発出により、事業の実態調査において、デジタル技術を活用する方法が可能であることを周知し、ブロックごとに開催されている財務局・都道府県の監督担当者が参加する会議において説明を実施している。			
別表１	18	資金業法施行規則	金融庁	第10条の28第1項第3号イ	個人顧客の利益の保護に支障をおそれることがない個別方式基本契約等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月、「デジタル原則を踏まえたデジタル・規制・行政の一体改革に係る周知について」（令和５年１月26日付事務連絡）の発出により、事業の実態調査において、デジタル技術を活用する方法が可能であることを周知し、ブロックごとに開催されている財務局・都道府県の監督担当者が参加する会議において説明を実施している。			
別表１	19	保険行所管に関する物品の無償貸付及び譲与に関する保険庁令	保険庁	第4条第1項第12号	貸付条件	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付事務連絡の発出により、実地調査においては、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	21	緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に無償使用させる消防用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する省令	総務省	第4条第1項第8号	無償使用の条件	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月11日付消防総第13号「消防庁所有の緊急消防援助隊の活動に係る国有物品の無償使用手続き及び管理状況の報告について（依頼）」を発出し、実地調査について、必要に応じてカメラや動画、Web会議システム等を活用して行う旨を明示した。			
別表１	22	公職選挙法施行令	総務省	第135条	選挙に関する常時啓発事業の実施に対する指示等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「選挙に関する常時啓発事業の実施に係る総務大臣の実地の調査について（整理）」を盛内で作成し、当該整理に基づく、選挙に関する常時啓発事業の委託を受けたものに対する総務大臣による実地の調査については、必ずしも現地に赴いて目視での調査を行う必要があるものではなく、画像・データ等の確認で代替することも可能である旨、盛内で明確に整理した。			
別表１	25	行政機関が行う政策の評価に関する法律	総務省	第15条第1項	資料の提出の要求及び調査等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提出依頼に加え、リモートによるとアリング等の実施の検討を指示しているところであるが、令和４年11月10日に、これらが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時期的なものではないことを明示する通知を発出するとともに、令和５年１月から３月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該通知についての認識の共有を行った。			
別表１	26	行政機関が行う政策の評価に関する法律	総務省	第15条第2項	資料の提出の要求及び調査等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提出依頼に加え、リモートによるとアリング等の実施の検討を指示しているところであるが、令和４年11月10日に、これらが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時期的なものではないことを明示する通知を発出するとともに、令和５年１月から３月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該通知についての認識の共有を行った。			
別表１	27	行政機関が行う政策の評価に関する法律	総務省	第15条第3項	資料の提出の要求及び調査等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提出依頼に加え、リモートによるとアリング等の実施の検討を指示しているところであるが、令和４年11月10日に、これらが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時期的なものではないことを明示する通知を発出するとともに、令和５年１月から３月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該通知についての認識の共有を行った。			
別表１	29	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	総務省	第11条第1項	基金及び指定法人の権限	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第11条第１項に基づく検査業務の提出について」（令和５年２月３日事務連絡）の発出により、検査業務の提出については、必要に応じ、オンラインで行うことが可能である旨を明示した。			
別表１	31	総務省設置法	総務省	第6条第2項	勧告及び調査等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提出依頼に加え、リモートによるとアリング等の実施の検討を指示しているところであるが、令和４年11月10日に、これらが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時期的なものではないことを明示する通知を発出するとともに、令和５年１月から３月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該通知についての認識の共有を行った。			
別表１	32	総務省設置法	総務省	第6条第4項	勧告及び調査等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	調査の方法として、従前実施しているメールによる資料等の提出依頼に加え、リモートによるとアリング等の実施の検討を指示しているところであるが、令和４年11月10日に、これらが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う時期的なものではないことを明示する通知を発出するとともに、令和５年１月から３月にかけて、管区行政評価局等との会議等の場においても当該通知についての認識の共有を行った。			
別表１	33	地方自治法	総務省	第252条の17の6第1項	財務に係る実地検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	実務提要に該当法令の異疑が掲載されており、令和５年３月に新たにデジタルを扱っていない旨の質疑を追加			
別表１	34	地方自治法	総務省	第252条の17の6第2項	財務に係る実地検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	実務提要に該当法令の異疑が掲載されており、令和５年３月に新たにデジタルを扱っていない旨の質疑を追加			
別表１	35	地方自治法	総務省	第252条の17の6第4項	財務に係る実地検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	実務提要に該当法令の異疑が掲載されており、令和５年３月に新たにデジタルを扱っていない旨の質疑を追加			
別表１	36	地方税法	総務省	第72条の49の6第1項	総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	37	地方税法	総務省	第72条の49の8第1項	総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	38	地方税法	総務省	第72条の49の8第3項	総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	39	地方税法	総務省	第72条の63の2第1項	総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	40	地方税法	総務省	第72条の63の4第1項	総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	41	地方税法	総務省	第72条の63の4第3項	総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	42	地方税法	総務省	第144条の38の2第1項	総務省の職員の鉱油引取税に関する調査の事前通知等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	43	地方税法	総務省	第144条の38の4第1項	総務省の職員の鉱油引取税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	44	地方税法	総務省	第144条の38の4第3項	総務省の職員の鉱油引取税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	45	地方税法	総務省	第396条の2第1項	総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	46	地方税法	総務省	第396条の4第2項	総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	47	地方税法	総務省	第396条の4第4項	総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	48	地方税法	総務省	第396条の4第6項	総務省の職員の固定資産税に関する調査の終了の際の手続	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付けで、総務省職員が質問検査等を行う場合にデジタル技術の活用に留意する旨を明記した内規「総務省職員が質問検査等を行う際の調査について」を作成した。			
別表１	71	法務省所管に関する物品の無償貸付及び譲与に関する省令	法務省	第4条第1項第13号	貸付条件	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「法務省所管に関する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の運用について」の一部改正について」（令和５年３月31日付法務省総第940号）の発出に、貸付条件として付す実地調査に関して、実地調査の代替としてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することができる旨明示した。			
別表１	75	文部科学大臣の所管に属する公益法人の引受けの許可及び監督に関する規則	文部科学省	第29条第1項	業務の監督	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、省内の関係課へ、事務連絡においてアナログ規制見直しの一環であることを示した上で、公益団体に係る監督は実地以外でも可能である旨を周知。			
別表１	76	文部科学大臣の所管に属する公益法人の引受けの許可及び監督に関する規則	文部科学省	第29条第4項	業務の監督	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、省内の関係課へ、事務連絡においてアナログ規制見直しの一環であることを示した上で、公益団体に係る監督は実地以外でも可能である旨を周知。			
別表１	109	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第35条第5項	特定細胞加工物の製造の許可	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、細胞培養加工施設の構造設備の確認など、調査の趣旨に鑑みて実地に赴く必要があるものを除き、デジタル技術を活用した調査も可能である旨を示した。			
別表１	113	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の2第1項第1号	水道施設の撤路及び修繕	口頭規制	1-①	3	要	令和５年度 ４月～９月	目標一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「水道法施行規則の一部改正について（水道施設の撤路及び修繕関係）」（令和５年３月22日厚生労働省202号）の発出により、現場に赴く巡視と同等以上の方法による通関での確認行為も巡視にあたる旨を明示した。 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001075943.pdf			
別表１	114	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の2第1項第2号	水道施設の撤路及び修繕	口頭規制	1-②	3	要	令和５年度 ４月～９月	目標一共通 2	省令改正	完了済み	令和５年３月、水道施設の点検において目視と同等以上の方法も可能となるよう省令第17条の２を改正し、その旨を官報に掲載した。 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001075943.pdf			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを要ずとしてデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	116	放射性医薬品の製造及び取扱規則	厚生労働省	第2条第6項第6号	製造業者の遵守すべき事項	口 規規制	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月に日本放射性医薬品協会へ書面を送付し、デジタル原則を踏まえた技術中立化を示した。なお、同協会において現在、デジタル原則を踏まえた技術中立化の運用ガイドを示す業界自主基準の改訂検討を行っており、当該自主基準改訂が了し次第、厚生労働省から都道府県等へ周知を図る予定である。			
別表１	117	放射性医薬品の製造及び取扱規則	厚生労働省	第10条第1項第1号	危険時の措置	口 規規制	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月に日本放射性医薬品協会へ書面を送付し、デジタル原則を踏まえた技術中立化を示した。なお、同協会において現在、デジタル原則を踏まえた技術中立化の運用ガイドを示す業界自主基準の改訂検討を行っており、当該自主基準改訂が了し次第、厚生労働省から都道府県等へ周知を図る予定である。			
別表１	124	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省	第6条第2項第2号	地域管理経営計画	口 規規制	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく実地調査等について」（令和５年３月30日付４林政政第641号）の発出により、近傍において各種技術（ALCによる測像部園）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	125	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省	第8条の21	指示等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく実地調査等について」（令和５年３月30日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	126	国立研究開発法人森林研究・整備機構法	農林水産省	第14条第1項	立入調査等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	127	森林法	農林水産省	第49条第1項	立入調査等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	128	森林法	農林水産省	第50条第6項	使用権設定に関する認可	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	129	森林法	農林水産省	第188条第2項	立入調査等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	130	森林法	農林水産省	第188条第3項	立入調査等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	131	森林法	農林水産省	第191条の4第2項	林地台帳の作成	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	132	森林法施行規則	農林水産省	第14条第2号	伐採及び伐採後の造林の届出を要しない場合	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	133	森林法施行規則	農林水産省	第60条第1項第2号	立木の伐採の許可を要しない場合	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	134	森林法施行規則	農林水産省	第60条第1項第8号	立木の伐採の許可を要しない場合	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	135	森林法施行規則	農林水産省	第63条第1項第2号	立竹の伐採等の許可を要しない場合	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	136	森林法施行規則	農林水産省	第103条	調査	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	142	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	農林水産省	第25条第1項	測量、実地調査及び隣書の閲覧等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	143	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	農林水産省	第25条第9項	測量、実地調査及び隣書の閲覧等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、実地調査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1265	河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第1号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	口 規規制	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上に状態把握ができる技術等を用いた点検方法の活用も明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ規範技術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
別表１	1266	河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	口 規規制	1-②	3	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上に状態把握ができる技術等を用いた点検方法の活用も明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ規範技術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
別表１	1269	高上交通安全法	国土交通省	第41条第3項	軌道及びその周辺の高域以外の高域における工事等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「高上交通安全法第41条第３項の規定に基づく対応について（令和５年３月13日事務連絡）の発出により、職員が現地に赴き行う以外の方法で行う調査として、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用した調査を許容する旨を明示した。			
別表１	1275	公営住宅法	国土交通省	第49条	国土交通大臣及び都道府県知事の指導監督	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「公営住宅法等に基づく日程・実地監査規制のオンライン化について（通知）」（令和５年３月31日付国住備第490号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1276	公営住宅法施行規則	国土交通省	第24条第6号	権限の委任	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「公営住宅法等に基づく日程・実地監査規制のオンライン化について（通知）」（令和５年３月31日付国住備第490号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	1281	国土交通省関係地域再生法施行規則	国土交通省	第4条第1項第3号	地域再生土地利用計画に記載された集落法第の区域内において届出が不要な行為	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年３月、「立入検査等における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都制第1369号/国都密第94号/国住密第245号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1289	集落地域整備法施行令	国土交通省	第6条第5号ホ	集落地区計画の区域内において届出が不要な行為	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年３月、「立入検査等における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都制第1369号/国都密第94号/国住密第245号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1310	都市計画法施行令	国土交通省	第38条の5第5号ホ	地区計画の区域内において届出が不要な行為	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年３月、「立入検査等における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都制第1369号/国都密第94号/国住密第245号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1325	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令	国土交通省	第11条第5号ホ	防災街区整備地区計画の区域内において届出が不要な行為	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は届出不要である旨規定しているところ、令和５年３月、「立入検査等における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都制第1369号/国都密第94号/国住密第245号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
別表１	1326	武器の輸力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律	国土交通省	第16条第10項	特定地方管理空港運営者の指定等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月に「民活空港運営法附則第16条第10項に基づく報告徴収及び実地調査について」の発出により、オンライン方式による報告徴収・実地調査を許容する旨を明示した。			
別表１	1352	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第3条第1項	事業者の責務	口 規規制	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環境通発第230331125号・環境廃発第230331108号）の発出により、実地検認の代替としてオンライン会議システム等を用いたデジタル技術の活用による確認を許容する旨を明示した。			
別表１	1353	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第12条第7項	事業者の処理	口 規規制	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環境通発第230331125号・環境廃発第230331108号）の発出により、実地検認の代替としてオンライン会議システム等を用いたデジタル技術の活用による確認を許容する旨を明示した。			
別表１	1610	災害対策基本法	内閣府 総務省	第88条第1項	災害復旧事業費の決定	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「災害対策基本法等における実地調査の運用について（周知）」（令和５年４月７日付事務連絡）の発出により、実地調査においてリモート等のデジタル技術の活用も可能である旨を明示した。			
別表１	1617	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める金令	金融庁 財務省	第3条第5号	支援支出金管理団体との協定の締結	口 規規制	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	預金保険機構に対し、令和５年３月30日付事務連絡を発出し、預金保険機構が行う支援支出金管理団体における支援業務の業務遂行調査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。			
別表２	12	私立学校教職員共済法	文部科学省	第46条第1項	報告の請求及び検査	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	省令改正	完了済み	私立学校教職員共済法施行規則改正により、デジタルを活用した報告を許容する旨明示する。（令和５年３月31日公布施行）			
別表２	13	私立学校教職員共済法	文部科学省	第46条第2項	報告の請求及び検査	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	省令改正	完了済み	私立学校教職員共済法施行規則改正により、デジタルを活用した報告を許容する旨明示する。（令和５年３月31日公布施行）			
別表２	21	介護保険法	厚生労働省	第172条第1項	報告の徴収等	口 規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口 規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について（令和５年３月27日老介発0327第１号、保国発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phaseが２以上３の条項は、見直しを要ずとしもデジタル原則適合等が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	22	介護保険法	厚生労働省	第197条第4項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和５年３月27日老介発0327第１号、保険発0327第１号、保険発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	26	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第134条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和５年３月27日老介発0327第１号、保険発0327第１号、保険発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	27	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第134条第2項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和５年３月27日老介発0327第１号、保険発0327第１号、保険発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	28	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第152条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和５年３月27日老介発0327第１号、保険発0327第１号、保険発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	29	国民健康保険法	厚生労働省	第106条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、「国民健康保険法第106条等の解釈について」（令和５年３月27日老介発0327第１号、保険発0327第１号、保険発0327第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	30	児童福祉法	こども家庭庁	第21条の3第1項	療育の給付	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目標一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を使用することを許容する旨を明示した。			
別表２	31	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第35条の4	事業、養育里親及び児童福祉施設	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	改令改正	完了済み	令和５年３月27日、実地検査が困難である場合等において、実地の方式に限らず、Web会議サービス等を使用した検査を行うことも可能となるよう政令第35条の４を改正し、その旨を質疑に掲載。			
別表２	32	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第38条	事業、養育里親及び児童福祉施設	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	改令改正	完了済み	令和５年３月27日、実地検査が困難である場合等において、実地の方式に限らず、Web会議サービス等を使用した検査を行うことも可能となるよう政令第35条の４を改正し、その旨を質疑に掲載。			
別表２	39	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省	第31条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保連発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、報告徴収について電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが許容される旨を明示した。			
別表２	40	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省	第31条第2項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保連発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、報告徴収について電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが許容される旨を明示した。			
別表２	41	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	厚生労働省	第37条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保連発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、報告徴収について電子メールやオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが許容される旨を明示した。			
別表２	43	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第24条第1項	保険医療機関等に対する報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月30日、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第23条第、第24条及び第35条の解釈について」（令和５年３月30日薬が発0330第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	44	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第35条第1項	報告の徴収等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月30日、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第23条第、第24条及び第35条の解釈について」（令和５年３月30日薬が発0330第１号）の発出により、報告徴収について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
別表２	45	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	こども家庭庁	第7条第2項	許可の基準等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により許可を求めるときは、調査に支障ない範囲でWeb会議サービス等を使用することを許容する旨を明示した。			
別表２	65	環境省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則	環境省	第4条第1項	特定評価書についての関係都道府知事等の意見提出期間	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、環境省大臣官房環境影響評価課のポータルサイト（URL未掲）にて、環境影響評価のために行う調査、予測及び評価について、デジタル技術を用いることが可能である旨、改めて明示した。 掲載URL：http://assess.env.go.jp/3_shinyou/3-1_government/reportdetail.html?category_1=01&category_2=01,02,03,07&sort=desc&sortfield=yearmonth&limit=100&offset=0&getcountunlimited=false&keyword=&max=192&page=greport&year=&year_before=&year_after=&tag=&id=1048			
別表２	69	社会福祉に関する科目を定める省令	文部科学省 厚生労働省	第9条第2項	資料の提出等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、定期的に行う各厚生局宛ての周知事項として、「科目省令第９条第２項に基づき、実習演習科目の確認を行う際には、オンラインも活用できる」旨事務連絡を発出して周知した。			
別表２	70	精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令	文部科学省 厚生労働省	第7条第2項	資料の提出等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該条項に係る事項は、文部科学省及び厚生労働省が行うものであり、オンラインでの資料の提出等を可能としている。令和５年４月上旬の各HPにも掲載した。			
新規	2	人事院規則13－１（不利益処分についての審査請求）	人事院	第62条第1項	実地調査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、人事院HP（https://www.jinji.go.jp/kouheisima/furieki/furiekisyobun.html）に掲載している「不利益処分についての審査請求の手引」の改訂を行い、オンライン方式による調査が可能である旨明記した。			
新規	3	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	内閣府	第128条第1項	認可行政庁の職員による移行法人への立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「公益法人及び移行法人に対する報告徴収等の手法について」（令和５年３月28日付総総第332号）の発出により、報告徴収においてデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			
新規	5	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	内閣府	第27条第1項	所管行政庁の職員による公益法人への立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「公益法人及び移行法人に対する報告徴収等の手法について」（令和５年３月28日付総総第332号）の発出により、報告徴収においてデジタル技術を活用することが可能である旨を明示した。			
新規	14	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	内閣府	第63条第1項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、PFI推進機構に対し、PFI法第63条による報告徴収はオンラインでの実施が可能である旨について事務連絡を発出した。			
新規	26	国家公安委員会の所管に属する公益団体の行受けの許可及び監督に関する規則	警察庁	第8条第1項	業務の監督	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「警察関係公益団体の業務の監督における報告徴収等のデジタル化について」（令和５年３月24日付警察庁長官官房会議課厚事官事務連絡）及び「国家公安委員会の所管に属する公益団体の行受けの許可及び監督に関する規則に基づく報告の方法について」（令和５年３月29日付警察庁丁務発第239号）の発出により、報告等の方法について、メール等により代替することが可能である旨を明示した。			
新規	28	自動車安全運転センター法	警察庁	第38条第1項	報告及び検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「自動車安全運転センター法第38条第１項柳田に規定する「報告」の実施方法について」（令和５年３月24日付国公委交発第41号）の発出により、報告の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	30	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第21条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第１項に規定する「報告」について」（令和５年３月27日付付事務連絡）の発出により、報告の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	34	探偵業の業務の適正化に関する法律	警察庁	第13条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第１項の規定に基づく報告及び資料の提出の方法について」（令和５年２月21日付事務連絡）の発出により、報告及び資料の提出の方法について、メール等により代替することが可能である旨を明示した。			
新規	36	道路交通法	警察庁	第51条の11第1項	報告及び検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「放置車両の確認事務に係る公安委員会の登録を受けた法人に対する報告徴収のデジタル化について」（令和５年３月10日付付事務連絡）の発出により、報告を徴収する方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	38	道路交通法	警察庁	第89条の6第1項	報告及び検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「指定自動車教習所業務指導の標準について（通達）」（令和５年２月27日付警察庁丙運発第３号）の発出により、報告及び資料の提出の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	40	道路交通法	警察庁	第108条の21第1項	報告及び検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「道路交通法第108条の21第１項に規定する「報告」の実施方法について」（令和５年３月17日付付警察庁丁交企発第51号）の発出により、報告の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	42	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律	警察庁	第12条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第12条第１項の規定に基づく報告の方法について」（令和５年２月24日付警察庁丁生企発第151号）の発出により、報告の方法について、メール等により代替することが可能である旨を明示した。			
新規	49	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	警察庁	第32条の11第1項	報告及び立入り	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の11第１項の規定に基づく報告について」（令和５年３月31日事務連絡）において、報告の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	51	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	警察庁	第33条第1項	報告及び立入り	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第33条第１項の規定に基づく報告又は資料の提出について」（令和５年３月31日事務連絡）において、報告及び資料の提出の方法について、電磁的記録によることが可能である旨を明示した。			
新規	54	銀行法	金融庁	第25条第2項	銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	55	銀行法	金融庁	第25条第3項	銀行、銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	56	銀行法	金融庁	第52条の8第1項	銀行振込電大量保有者に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目標一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-suin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	57	銀行法	金融庁	第52条の8第2項	銀行議決権大量保有者に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	58	銀行法	金融庁	第52条の12第1項	銀行主要株主に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	59	銀行法	金融庁	第52条の12第2項	銀行主要株主に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	61	銀行法	金融庁	第52条の32第2項	銀行持株会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	62	銀行法	金融庁	第52条の32第3項	銀行持株会社、銀行持株会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査身分を示す証明書	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	65	銀行法	金融庁	第52条の60の21第1項	電子決済等取扱業者に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	66	銀行法	金融庁	第52条の60の21第2項	電子決済等取扱業者の取引先・業務委託先に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	67	銀行法	金融庁	第52条の60の21第3項	電子決済等取扱業者、電子決済等取扱業者の取引先・業務委託先に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	68	銀行法	金融庁	第52条の60の33第1項	認定電子決済等取扱事業者協会に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	69	銀行法	金融庁	第52条の60の33第2項	認定電子決済等取扱事業者協会に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	70	銀行法	金融庁	第52条の81第1項	指定紛争解決機関に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	71	銀行法	金融庁	第52条の81第2項	加入銀行・指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	72	銀行法	金融庁	第52条の81第3項	指定紛争解決機関、加入銀行・指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	74	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第36条第2項	内閣総理大臣の求めによる、国による、金融サービス仲介業者の取引先・委託先・保証業者に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	75	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第36条第3項	金融サービス仲介業者等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	76	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第1項	内閣総理大臣の求めによる、国による認定金融サービス仲介業協会に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	77	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第2項	内閣総理大臣の求めによる、国による、認定金融サービス仲介業協会の委託先兼者に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	78	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第49条第3項	認定金融サービス仲介業協会等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	79	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第70条第1項	内閣総理大臣の求めによる、国による指定紛争解決機関に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	80	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第70条第2項	内閣総理大臣の求めによる、国による、指定紛争解決機関の加入金融サービス仲介業者・委託先に対する立入検査	ロ規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ規ー共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページより、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを進めてもデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	81	金融サービスの提供に関する法律	金融庁	第70条第3項	指定紛争解決機関等に対して立入検査を行う場合における、検査職員の身分証の携帯・提示義務	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	86	信託業法	金融庁	第42条第1項	信託会社に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	87	信託業法	金融庁	第42条第2項	信託会社の主要株主、当該信託会社を子会社とする株主会社に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	88	信託業法	金融庁	第42条第3項	信託会社の業務委託先に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	89	信託業法	金融庁	第42条第5項	信託会社、信託会社主要株主等・業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	90	信託業法	金融庁	第51条第6項	同一の会社集団に属する者の間における保証を行う者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	91	信託業法	金融庁	第51条第7項	同一の会社集団に属する者の間における保証を行う者に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	92	信託業法	金融庁	第58条第1項	外国信託会社に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	93	信託業法	金融庁	第58条第2項	外国信託会社の業務委託先に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	94	信託業法	金融庁	第58条第4項	外国信託会社、当該外国信託会社の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	95	信託業法	金融庁	第80条第1項	信託契約代理店、当該信託契約代理店の取引先に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	96	信託業法	金融庁	第80条第2項	信託契約代理店、当該信託契約代理店の取引先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	97	信託業法	金融庁	第85条の21第1項	指定紛争解決機関に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	98	信託業法	金融庁	第85条の21第2項	指定紛争解決機関の加入信託会社等、当該指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	99	信託業法	金融庁	第85条の21第3項	指定紛争解決機関、指定紛争解決機関の加入信託会社等、当該指定紛争解決機関の業務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	105	預金保険法	金融庁	第46条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	106	預金保険法	金融庁	第46条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	107	預金保険法	金融庁	第46条第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	108	預金保険法	金融庁	第137条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	109	預金保険法	金融庁	第137条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口我一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseが２以上３の条項は、見直しを要ずとしてデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	110	預金保険法	金融庁	第137条第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	111	預金保険法	金融庁	第137条第5項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、預金保険機構ホームページ上で、預金保険法等の法令に基づいて行う立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.dic.go.jp/katsudo/tachiri.html 該当文言：ページ下部「当機構は、これらの検査の実施にあたっては、書面・対面の手続について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法も活用しています。」			
新規	112	預金保険法	金融庁	第137条第7項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、預金保険機構ホームページ上で、預金保険法等の法令に基づいて行う立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.dic.go.jp/katsudo/tachiri.html 該当文言：ページ下部「当機構は、これらの検査の実施にあたっては、書面・対面の手続について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法も活用しています。」			
新規	115	金融商品取引法	金融庁	第156条の58	内閣総理大臣の求めによる、当局職員による指定紛争解決機関等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	116	金融商品取引法	金融庁	第190条	立入検査時の検査証票携帯・提示	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	117	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	金融庁	第55条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	118	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	金融庁	第55条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	119	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律	金融庁	第55条第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	120	銀行法	金融庁	第52条の61の15第1項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による電子決済等代行業者に対する立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	121	銀行法	金融庁	第52条の61の15第2項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による電子決済等代行業者の委託先等に対する立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	122	銀行法	金融庁	第52条の61の15第3項	立入検査時における身分証の提示	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	123	銀行法	金融庁	第52条の61の27第1項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による認定電子決済等代行業者協会に対する立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	124	銀行法	金融庁	第52条の61の27第2項	立入検査時における身分証の提示	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	125	公認会計士法	金融庁	第33条	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	130	公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の公認会計士法	金融庁	第33条	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	132	資金決済に関する法律	金融庁	第24条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による前払式支払手段発行者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	133	資金決済に関する法律	金融庁	第54条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による資金移動業者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	134	資金決済に関する法律	金融庁	第62条の20	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による電子決済手段等取引業者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	135	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の15	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による届号資産交換業者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	136	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の35第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口規一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phase が２以上３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	137	資金決済に関する法律	金融庁	第63条の35第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	138	資金決済に関する法律	金融庁	第80条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による資金清算機関に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	139	資金決済に関する法律	金融庁	第95条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による認定資金決済事業者協会に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	140	資金決済に関する法律	金融庁	第102条	立入検査時における身分証の提示	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	141	転主相互保険組合法	金融庁	第50条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	142	転主相互保険組合法	金融庁	第50条第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	143	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第13条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による料率団体に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	144	損害保険料率算出団体に関する法律	金融庁	第13条第2項	立入検査時の証票の提示等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	146	貸金業法	金融庁	第24条の6の10第4項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	147	貸金業法	金融庁	第24条の6の10第5項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	148	貸金業法	金融庁	第24条の17第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	149	貸金業法	金融庁	第24条の17第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	150	貸金業法	金融庁	第24条の17第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	151	貸金業法	金融庁	第24条の49第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	152	貸金業法	金融庁	第24条の49第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	153	貸金業法	金融庁	第41条の5第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	154	貸金業法	金融庁	第41条の5第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	155	貸金業法	金融庁	第41条の5第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	156	貸金業法	金融庁	第41条の10第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	157	貸金業法	金融庁	第41条の10第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	口規一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	158	貸金業法	金融庁	第41条の30第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	159	貸金業法	金融庁	第41条の58第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	160	貸金業法	金融庁	第41条の58第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	161	貸金業法	金融庁	第41条の58第3項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	164	担保付社債信託法	金融庁	第16条第2項	担保付社債等業保証会社に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	165	担保付社債信託法	金融庁	第16条第3項	担保付社債等業保証会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	166	担保付社債信託法	金融庁	第57条第2項	新受託会社、新受託会社に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	167	担保付社債信託法	金融庁	第57条第3項	新受託会社、新受託会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	168	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律	金融庁	第36条	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf また、令和５年３月31日、預金保険機構ホームページ上で、預金保険法等の法令に基づいて行う立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL： https://www.dic.go.jp/katsudo/tachiiri.html 該当文言：ページ下部「当機構は、これらの検査の実施にあたっては、書面・対面の手続について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法も活用しています。」			
新規	169	保険業法	金融庁	第122条の2第4項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による指定法人（一般社団法人）に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	170	保険業法	金融庁	第129条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による保険会社等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	171	保険業法	金融庁	第201条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による外国保険会社等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	172	保険業法	金融庁	第227条	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による外国特定法人等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	173	保険業法	金融庁	第265条の46	内閣総理大臣及び財務大臣の求めによる、監督当局による保険契約者保護機構に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	174	保険業法	金融庁	第271条の9第1項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による保険譲渡権又は重保有者に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	175	保険業法	金融庁	第271条の13第1項	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による保険主要株主に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	176	保険業法	金融庁	第271条の28	内閣総理大臣の求めによる、監督当局による保険持株会社等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	177	保険業法	金融庁	第272条の23	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による少額短期保険業者等に対する立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	178	保険業法	金融庁	第305条第1項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	口見一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上３の条項は、見直し を要すずとも デジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	179	保険業法	金融庁	第305条第2項	立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	180	保険業法	金融庁	第308条の21	内閣総理大臣の求めによる、監督当局職員による指定紛争解決機関等に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	181	保険業法	金融庁	第311条第1項	立入検査時の証票の提示等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	182	家庭用品品質表示法	消費者庁	第19条第2項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内部規程の改正（令和５年３月15日付け）により、事業者等の相手方の任意の協力を得て行う調査（本条項に基づかないもの）では、相手方から提出される関係資料のメールによるデータの提出等を可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを明確化した。また、任意の協力を得て行う調査においては、デジタル技術も活用できる旨を相手方に必ず案内するよう明記し、実際の調査を行う際に は、相手方にその旨案内することとした。			
新規	184	国民生活安定緊急措置法	消費者庁	第30条第1項	立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、室内整理資料（令和５年３月22日付）を作成し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、メールによる関係資料の提出が可能であるよう相手方に明確に案内することを明記した。			
新規	185	国民生活安定緊急措置法	消費者庁	第30条第2項	立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、室内整理資料（令和５年３月22日付）を作成し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、メールによる関係資料の提出が可能であるよう相手方に明確に案内することを明記した。			
新規	186	国民生活安定緊急措置法	消費者庁	第30条第3項	立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、室内整理資料（令和５年３月22日付）を作成し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、メールによる関係資料の提出が可能であるよう相手方に明確に案内することを明記した。			
新規	188	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	消費者庁	第111条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内部規程の新定（令和５年３月31日付）により、支障のない範囲でデジタル技術を活用して立入検査等を行うことも可能である旨を明確化した。また、デジタル技術を活用した立入検査等を行うことができる場合には、事前に、相手方に対してその旨を案内することを明記した。			
新規	189	消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律	消費者庁	第111条第2項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内部規程の新定（令和５年３月31日付）により、デジタル技術を活用して立入検査を行う場合にはウェブ画面への表示等の方法により、職員による身分証明書の提示を行うことも可能である旨を明確化した。			
新規	190	消費者安全法	消費者庁	第11条の24第1項	報告、立入調査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則に照らした消費者安全法の一部条文の解釈明確化について」（令和５年３月29日付消協協第84号）の発出により、現場に人が立ち入って行う調査方法とともに、業務に支障のない範囲でデジタル技術を活用して調査を行うことも可能である旨を明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	191	消費者安全法	消費者庁	第11条の24第2項	報告、立入調査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則に照らした消費者安全法の一部条文の解釈明確化について」（令和５年３月29日付消協協第84号）の発出により、デジタル技術を活用して調査を行う場合には ウェブ画面への表示等の方法により身分証の提示を行うこともできる旨を明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	193	消費者安全法	消費者庁	第45条第1項	報告、立入調査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、任意の協力を得て調査を行う場合、メール等による方法で関係資料の提出を求めることも可能である旨を内部文書にて明確化した（令和５年３月27日付）。メール等の活用が可能である旨を相手方に説明することも明記した。			
新規	195	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律	消費者庁	第5条第1項	立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、室内整理資料（令和５年３月22日付）を作成し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、メールによる関係資料の提出が可能であるよう相手方に明確に案内することを明記した。			
新規	198	特定商取引に関する法律	消費者庁	第66条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「請負最任者配布資料」を改正（令和５年３月31日付）し、任意の協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求めることを可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	199	特定商取引に関する法律	消費者庁	第66条第2項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「請負最任者配布資料」を改正（令和５年３月31日付）し、任意の協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求めることを可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを内部文書にて明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	200	特定商取引に関する法律	消費者庁	第66条第5項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「請負最任者配布資料」を改正（令和５年３月31日付）し、任意の協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求めることを可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを内部文書にて明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	202	不当景品類及び不当表示防止法	消費者庁	第29条第1項	報告の徴収及び立入検査等	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年10月、内部規定の改正（令和４年10月24日付け）により、事業者等の相手方の任意の協力を得て行う調査（本条項に基づかないもの）では、相手方から提出される関係資料のメールによるデータの提出等を可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを明確化した。また、任意の協力を得て行う調査においては、デジタル技術も活用できる旨を相手方に必ず案内するよう明記し、実際の調査を行う際に相手方にその旨案内することとした。			
新規	204	物価統制令	消費者庁	第30条第1項	臨検検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、室内整理資料（令和５年３月22日付）を作成し、本条項に基づかず、任意の協力を得て調査等を行う場合、メールによる関係資料の提出が可能であるよう相手方に明確に案内することを明記した。			
新規	205	預託等取引に関する法律	消費者庁	第18条第1項	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「請負最任者配布資料」を改正（令和５年３月31日付）し、任意の協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求めることを可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを内部文書にて明確化（デジタル技術の活用が可能である旨を相手方に案内することも明記）した。			
新規	209	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法	総務省	第39条第1項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第39条に定める立入検査におけるデジタル技術の活用について（通達）」（令和５年３月31日付け総国総第47号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	210	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法	総務省	第39条第2項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第39条に定める立入検査におけるデジタル技術の活用について（通達）」（令和５年３月31日付け総国総第47号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	215	民間事業者による保書の送達に関する法律	総務省	第37条第2項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「保書郵事業検査事務規程の制定について（通達）」（平成15年12月25日総郵保第39号）の一部を改正する通達（令和５年３月31日総情保第28号）の発出により、検査等の実施について、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法（動画、画像、データ等による情報収集等）を許容する旨を明示した。			
新規	216	民間事業者による保書の送達に関する法律	総務省	第37条第3項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「保書郵事業検査事務規程の制定について（通達）」（平成15年12月25日総郵保第39号）の一部を改正する通達（令和５年３月31日総情保第28号）の発出により、検査等の実施について、オンライン会議システム等の情報通信技術を利用した方法（動画、画像、データ等による情報収集等）を許容する旨を明示した。			
新規	217	郵便法	総務省	第65条第1項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総務検第６号）により明示した。			
新規	218	郵便法	総務省	第65条第2項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総務検第６号）により明示した。。			
新規	249	と畜場法	厚生労働省	第17条第1項	立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	269	医療法	厚生労働省	第6条の8第1項	医療広告に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	271	医療法	厚生労働省	第6条の24第1項	医療事故に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	273	医療法	厚生労働省	第25条第1項	病院等に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	274	医療法	厚生労働省	第25条第2項	病院等に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	275	医療法	厚生労働省	第25条第3項	病院等に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	277	医療法	厚生労働省	第63条第1項	都道府県知事による医療法人に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	目視一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子媒体（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」から、現在Phase7フェロ3の条項は、見直し を要ずとしもデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	279	乳製等に関する法律	厚生労働省	第6条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	293	介護保険法	厚生労働省	第69条の22第1項	登録試験問題作成機関が、適正にその試験問題作成事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、電子的に関係者への質問について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セキュリティの確保を前提にオンライン等が活用可能であることを明示した。			
新規	294	介護保険法	厚生労働省	第69条の22第2項	登録試験問題作成機関が、適正にその試験問題作成事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、電子的に関係者への質問について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セキュリティの確保を前提にオンライン等が活用可能であることを明示した。			
新規	295	介護保険法	厚生労働省	第69条の30第1項	指定試験実施機関が、適正にその試験事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、電子的に関係者への質問について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セキュリティの確保を前提にオンライン等が活用可能であることを明示した。			
新規	306	介護保険法	厚生労働省	第115条の40第1項	介護サービス事業所が提出する届出内容について調査を行う指定調査機関が、適正にその調査事務を遂行していることを確認するための立ち入り検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、電子的に関係者への質問について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セキュリティの確保を前提にオンライン等が活用可能であることを明示した。			
新規	320	救急救命士法	厚生労働省	第21条第1項	指定登録機関への立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	331	健康保険法	厚生労働省	第150条の7第1項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保通発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	359	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第16条の7第1項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保通発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	360	高齢者の医療の確保に関する法律	厚生労働省	第16条の7第2項	立入検査等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「健康保険法第150条の７等の解釈について」（令和５年３月31日付薬生総発0331第５号・老老発0331第３号・保通発0331第22号・保医発0331第３号・政統情発0331第１号）の発出により、身分を示す証明書の携帯・提示についてオンライン会議システム等のデジタル技術を活用することが許容される旨を明示した。			
新規	364	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第24条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	365	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第24条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	367	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第52条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	368	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第52条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP （https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において、電子的に関係者に先立ち行われるものも含む）について、電子的方法等による簡便も可能である旨を示した。			
新規	376	児童福祉法	こども家庭庁	第18条の16第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	380	児童福祉法	こども家庭庁	第21条の14第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	385	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の5	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	387	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の14第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	388	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の17第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	389	児童福祉法	こども家庭庁	第34条の18の2第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	390	児童福祉法	こども家庭庁	第46条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	391	児童福祉法	こども家庭庁	第56条の8第7項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	398	社会福祉法	厚生労働省	第56条第2項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月の支援調査会議において、身分証の提示についてオンラインでも可である旨を周知。 https://www.mhlw.go.jp/content/12201000/001074497.pdf の15Pの２行目参照。			
新規	425	水道法	厚生労働省	第17条第1項	需要者における水道事業者による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第17号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	426	水道法	厚生労働省	第17条第2項	需要者における水道事業者による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第17号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	427	水道法	厚生労働省	第20条の15第1項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	428	水道法	厚生労働省	第20条の15第2項	登録水質検査機関における厚生労働大臣による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	429	水道法	厚生労働省	第25条の22第1項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第21号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	430	水道法	厚生労働省	第25条の22第2項	指定試験機関における厚生労働大臣による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第21号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	431	水道法	厚生労働省	第39条第1項	水道事業者等における厚生労働大臣による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第17号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	432	水道法	厚生労働省	第39条第2項	専用水道における都道府県による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第16号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	433	水道法	厚生労働省	第39条第3項	簡易専用水道における都道府県による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第16号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	434	水道法	厚生労働省	第39条第4項	立入検査における証明書の提示	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第16号）等の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	435	水道法	厚生労働省	第40条第6項	災害その他非常の場合の水の緊急応援に関する水道事業者及び水道用水供給事業者における都道府県による立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第17号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	454	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第23条第1項	報告の徴収等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月30日、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第23条第、第24条及び第35条の解釈について」（令和５年３月30日健が発0330第１号）の発出により、報告の徴収等について、電子メールやオンライン会議システム等の技術を活用することも可能である旨を明示した。			
新規	455	特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法	厚生労働省	第23条第2項	報告の徴収等	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年３月30日、「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法第23条第、第24条及び第35条の解釈について」（令和５年３月30日健が発0330第１号）の発出により、身分証の携帯・提示についてオンラインでも可である旨を明示した。			
新規	469	母子及び父子並び に寡婦福祉法	こども家庭庁	第22条第1項	立入検査	口規規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一点通 1	告示、通知・通達等 の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を活用することを許容する旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phase「2」以上の条項は、見直しを要ずずとも デジタル原則適合等の確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	470	母子及び父子並びに寡婦福祉法	こども家庭庁	第22条第2項	母子家庭日常生活支援事業を行う者の事務所への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により報告を求めたり、質問したりするときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を使用することを許容する旨を明示した。			
新規	472	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	こども家庭庁	第39条第2項	民間あっせん機関の事業所等への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により質問するときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を使用することを許容する旨を明示した。			
新規	473	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	こども家庭庁	第39条第3項	民間あっせん機関の事業所等への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、本規定により質問するときは、業務の効率化に資するようWeb会議サービス等を使用することを許容する旨を明示した。			
新規	481	臨床検査技師等に関する法律	厚生労働省	第20条の5第1項	衛生検査所への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、電磁的記録（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	483	臨床研究法	厚生労働省	第35条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、電磁的記録（実地検査に先立ち行われるものを含む）について、電磁的方法等による徴収も可能である旨を示した。			
新規	487	老人福祉法	厚生労働省	第18条第1項	報告の徴収等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、報告の徴収の関係者への質問について、実地での対応が必要な場合を除いて、情報セキュリティの確保を前提にオンライン等が活用可能であることを明示した。			
新規	489	老人福祉法	厚生労働省	第18条第3項	報告の徴収等	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、オンライン会議システム等を活用した質問を行う場合に、関係者からの身分証の提示があれば、画面越しに提示が可能であることを明示した。			
新規	523	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省	第6条の13第1項	国の職員による立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく実地調査等について」（令和５年３月30日付４林政政第641号）の発出により、立入調査において各種技術（オンライン会議システム等）を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	524	国有林野の管理経営に関する法律	農林水産省	第6条の13第2項	国の職員による立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく実地調査等について」（令和５年３月30日付４林政政第641号）の発出により、立入調査において各種技術（オンライン会議システム等）を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	525	国有林野の管理経営に関する法律施行規則	農林水産省	第19条	立会	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有林野の管理経営に関する法律等に基づく実地調査等について」（令和５年３月30日付４林政政第641号）の発出により、立会において各種技術（オンライン会議システム等）を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	600	林の基金による森林整備等の推進に関する法律	農林水産省	第24条第1項	国又は県の職員が行う立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、立入検査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	602	林業種苗法	農林水産省	第28条第1項	生産事業者及び配付事業者に対する検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「森林法等に基づく実地調査等について」（令和５年３月29日付４林政政第641号）の発出により、立入検査において各種技術（無人航空機、レーザ計測等）を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	620	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	経済産業省	第17条第1項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査においてデジタル技術を活用することが可能である旨の通達を立入検査の実施主体である地方経済産業局等に発出。（令和５年３月、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（通達）」（20230314商局第２号））。			
新規	621	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	経済産業省	第17条第2項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査においてデジタル技術を活用することが可能である旨の通達を立入検査の実施主体である地方経済産業局等に発出。（令和５年３月、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（通達）」（20230314商局第２号））。			
新規	622	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律	経済産業省	第17条第3項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	立入検査証の提示についてデジタル技術を活用することが可能である旨の通達を立入検査の実施主体である地方経済産業局等に発出。（令和５年３月、「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律の施行について（通達）」（20230314商局第２号））。			
新規	674	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第42条第１項	認証型式住宅部分等製造者に対する立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	ロ程一共通2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住本第698号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	712	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	国土交通省	第86条	マンション管理業者に対する立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月31日付国不事79号）の発出により、立入検査に係る情報収集の遠隔化等が可能である旨を明確化した。			
新規	744	幹線道路の沿道の整備に関する法律施行令	国土交通省	第8条第5号ホ	沿道地区計画の区域内において開出が不要な行為	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項では、実地調査の支障となる木竹の伐採は開出不要であると解釈しているところ、令和５年３月、「立入検査等における デジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第196号/国都規第449号/国住街第245号）の発出により、当該実地調査については、人が土地等に立ち入って実施する調査のほか、高精度カメラやドローン等のデジタル技術を活用して実施する調査も含む旨を周知した。			
新規	745	気象業務法	国土交通省	第41条第4項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「予報業務及び発表業務の許可等に関する事務取扱要領」（令和５年３月28日付気象庁192号）、「気象の観測を行う者の事業所等への立入検査実施要領の制定について」（令和５年３月31日付気業第495号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	746	気象業務法	国土交通省	第41条第5項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「民間気象業務支援センター監督事務要領」（令和５年３月27日付気振第147号）、「指定試験機関監督事務要領」（令和５年３月28日付気象庁192号）、「登録検定機関立入検査実施要領」（令和５年３月31日付気観第235号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	747	気象業務法	国土交通省	第41条第6項	立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「認定測定者に対する事務所への立入検査及び報告請求の実施基準」（令和５年３月31日付気観第235号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	758	建設業法	国土交通省	第25条の21第1項	建設工事紛争審査会による仲裁の相手方への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「建設工事紛争審査会による立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第630号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	759	建設業法	国土交通省	第26条の21第1項	国土交通大臣による登録調査実施機関への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「登録調査実施機関による登録調査の適正な遂行について」（令和５年３月28日付事務連絡）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	760	建設業法	国土交通省	第27条の12第1項	国土交通大臣による指定試験機関への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「指定試験機関による技術検定に係る試験事務の適正な遂行について」（令和５年３月28日付事務連絡）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	761	建設業法	国土交通省	第31条第1項	国土交通大臣又は都道府県知事による建設業を営む者への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「国土交通大臣による建設業を営む者に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第631号）及び「都道府県知事による建設業を営む者に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第632号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	762	建設業法	国土交通省	第41条の2第4項	国土交通大臣又は都道府県知事による建設資材製造者への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「国土交通大臣による建設資材製造業者等に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第633号）及び「都道府県知事による建設資材製造業者等に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第634号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	763	建設業法	国土交通省	第42条の2第1項	中小企業庁長官による元請負人又は下請負人への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「中小企業庁長官による元請負人又は下請負人に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第635号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	764	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	国土交通省	第37条	都道府県知事による解体工事業を営む者への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「都道府県知事による当該都道府県の区域内で解体工事業を営む者に対する報告及び検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月28日付国不建第636号）により、立入検査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	765	建築基準法	国土交通省	第12条第7項	建築主事等による建築物等への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	766	建築基準法	国土交通省	第15条の2第1項	国の職員による建築物等への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	767	建築基準法	国土交通省	第77条の13第1項	建築基準適合判定資格者検定機関に対する検定事務に関する監査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	768	建築基準法	国土交通省	第77条の31第1項	指定確認検査機関への立ち入りによる監査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	770	建築基準法	国土交通省	第77条の35の17第1項	指定構造計算適合性判定機関への立ち入りによる監査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	771	建築基準法	国土交通省	第77条の49第1項	国の職員による指定認定機関の事務所への立入検査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	772	建築士法	国土交通省	第10条の2第1項	一級建築士の業務に関する監査	口頭規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	ロ程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも【新たな見直し完了時期】を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	773	建築士法	国土交通省	第10条の2第2項	二級・木造建築士の業務に関する監査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	774	建築士法	国土交通省	第10条の13第1項	中央指定登録機関に対する一級建築士登録業務に関する監査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	775	建築士法	国土交通省	第10条の34第1項	登録講習機関に対する定期講習事務に関する監査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	776	建築士法	国土交通省	第26条の2第1項	建築士事務所に対する監査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	777	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	附則第3条第10号	特定増改築に係る特定建築物の省エネ適合に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	778	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第17条	特定建築物の届出義務に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	779	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第21条	建築物の適合義務に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	780	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第30条第4項	特定建築主に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえた住宅トップランナー制度における対応について」をHP上で公開し、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	781	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第33条第4項	特定建設工事業者に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえた住宅トップランナー制度における対応について」をHP上で公開し、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	782	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第43条第1項	基準適合認定建築物に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	783	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第58条第1項	省エネ判定機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	784	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第61条第２項（第58条の読み替え）	省エネ評価機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	785	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	附則第3条第2項	特定増改築に係る特定建築物に係る立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	786	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	第6条第2項	特定建築物の適合義務に関する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	787	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	第9条第2項	建築物に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	788	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	第12条第2項	分譲型一戸建て規格住宅に係る立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえた住宅トップランナー制度における対応について」をHP上で公開し、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	789	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	第14条第2項	建売型規格住宅に係る報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等を踏まえた住宅トップランナー制度における対応について」をHP上で公開し、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	790	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令	国土交通省	第16条第2項	基準適合認定建築物に係る立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第490号、国住参建第4727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。 なお、当該条項は脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和４年政令第351号）の令和５年４月１日の施行により、削除された。			
新規	817	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第22条	登録住宅性能評価機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目視一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第676号、国住参建第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	818	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第25条第２項で準用する第22条	登録講習機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目視一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第676号、国住参建第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	819	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第44条第３項で準用する第22条	登録住宅型式性能認定等機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目視一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第676号、国住参建第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	820	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第61条第３項で準用する第22条	登録試験機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目視一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第676号、国住参建第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	821	住宅の品質確保の促進等に関する法律	国土交通省	第82条第３項で準用する第22条	報告及び立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和５年度 ４月～９月	目視一共通 2	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第676号、国住参建第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	835	水害予防組合法	国土交通省	第24条第1項	実地検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月30日付け事務連絡「水害予防組合法に規定する検査等の方法について（通知）」の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
新規	841	積立式宅地建物販売業法	国土交通省	第51条	積立式宅地建物販売業者に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業者及び積立式宅地建物販売業者に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、都道府県に対し、積立式宅地建物販売業者に対する立入検査に際しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の過剰化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術の活用が可能であると考えられる旨を通知した。			
新規	870	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	国土交通省	第63条第1項	測量及び調査のための土地の立入り	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都市第136号/国都初第84号/国住居第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	871	宅地建物取引業法	国土交通省	第16条の13	指定試験機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業法に基づく立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、指定試験機関に対し、宅地建物取引業法に基づく立入検査に際しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の過剰化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			
新規	872	宅地建物取引業法	国土交通省	第17条の17	登録講習機関に対する立入検査	届出規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	目視一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業法に基づく立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、登録講習機関に対し、宅地建物取引業法に基づく立入検査に際しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の過剰化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを要ずとしてデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	873	宅地建物取引業法	国土交通省	第50条の12	指定流通機構に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業法に基づく立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、指定流通機構に対し、宅地建物取引業法に基づく立入検査に関しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の効率化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			
新規	874	宅地建物取引業法	国土交通省	第63条の2	指定保証機関に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業法に基づく立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、指定保証機関に対し、宅地建物取引業法に基づく立入検査に関しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の効率化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術を活用することがある旨を通知した。			
新規	875	宅地建物取引業法	国土交通省	第72条	宅地建物取引業者に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業者に対する立入検査について（周知）」「宅地建物取引業及び賃立ボ宅地建物取引業者に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月28日付国不動第155号）の発出により、地方整備局等及び都道府県に対し、宅地建物取引業者に対する立入検査に関しては、立入検査に付随した行為について、情報収集の効率化等を図るため、電子メールやWeb会議システム等のデジタル技術の活用が可能であると考えられる旨を通知した。			
新規	878	駐車場法	国土交通省	第18条第1項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	879	駐車場法	国土交通省	第18条第2項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を周知した。			
新規	880	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	国土交通省	第26条第1項	賃貸住宅管理業者に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月31日付国不事第79号）の発出により、立入検査に係る情報収集の効率化等が可能である旨を明確化した。			
新規	881	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	国土交通省	第36条第1項	特定転貸事業者等に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月31日付国不事第79号）の発出により、立入検査に係る情報収集の効率化等が可能である旨を明確化した。			
新規	882	津波防災地域づくりに関する法律	国土交通省	第89条第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日付け事務連絡「津波災害特別警戒区域内の特定開発行為又は特定建築行為等に関する立入検査について」の発出により、津波災害特別警戒区域内の特定開発行為又は特定建築行為等に関する立入検査について、オンライン会議システム等の技術によるオンライン方式を活用することができる旨を明示した。			
新規	887	都市開発資金の貸付けに関する法律施行令	国土交通省	第30条第5号	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	888	都市計画法	国土交通省	第25条第1項	調査のための立入り	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	889	都市計画法	国土交通省	第82条第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	890	都市計画法	国土交通省	第82条第2項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、デジタル技術を活用した方法により立入検査を行う際には、オンライン会議システムの画面越しに、関係者に対して職員証を提示するなどの対応を求める旨を周知した。			
新規	891	都市再開発法	国土交通省	第60条第1項	測量及び調査のための土地の立入り	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	900	土地区画整理法	国土交通省	第72条第1項	測量及び調査のための土地の立入り等	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年３月28日付国都計第196号/国都街第136号/国都街第94号/国住街第245号）の発出により、立入検査・立入調査等において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	901	土地区画整理法	国土交通省	第117条の14第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、照会者に対してメールにより、立入検査において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	902	土地区画整理法	国土交通省	第117条の14第2項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、照会者に対してメールにより、立入検査において高精度カメラやドローン、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用して実施することも可能である旨を周知した。			
新規	916	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	国土交通省	第28条	住宅瑕疵担保責任保険法人に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅の品質確保の促進等に関する法律及び特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく報告徴収のオンライン化について」（令和５年３月27日付国住指第476号、国住参指第138号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない報告徴収を実施することも可能である旨を明示した。			
新規	939	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省	第25条第1項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環議他発第2303115号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	940	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省	第25条第2項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環議他発第2303115号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	955	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	環境省	第22条第1項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	956	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律	環境省	第22条第2項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	982	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第13条の9第1項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	983	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第13条の9第2項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	986	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の13第1項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	987	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の13第2項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、報告及び検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	988	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第19条第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	989	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第19条第2項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	990	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第19条第3項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	日程一環境省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の運用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃産発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1009	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第118条第1項	郵便貯金銀行（銀行代理業者を含む）に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	日程一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便貯金銀行（銀行代理業者を含む）に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を明確に示した。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実務的対応」欄に掲載）：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phase「２」以上の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1010	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第118条第2項	郵便貯金銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便貯金銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を明確に示した。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1011	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第118条第3項	郵便貯金銀行、郵便貯金銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便貯金銀行、郵便貯金銀行の子法人等・兼務委託先に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を明確にした。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1012	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第146条第1項	郵便保険会社に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便保険会社に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を明確に示した。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1013	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第146条第2項	郵便保険会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便保険会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を明確に示した。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1014	郵政民営化法	内閣官房 金融庁 総務省	第146条第3項	郵便保険会社、郵便保険会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、郵便保険会社、郵便保険会社の子法人等・兼務委託先に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を明確にした。 【金融庁】令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf 【総務省】日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1015	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法	内閣官房 総務省	第31条第1項	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1016	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法	内閣官房 総務省	第31条第2項	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1017	日本郵政株式会社法	内閣官房 総務省	第14条第1項	日本郵政株式会社に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、日本郵政株式会社に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1018	日本郵政株式会社法	内閣官房 総務省	第14条第2項	日本郵政株式会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、日本郵政株式会社に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1019	日本郵便株式会社法	内閣官房 総務省	第16条第1項	日本郵便株式会社に対する立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、日本郵便株式会社に対する立入検査において、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を活用することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1020	日本郵便株式会社法	内閣官房 総務省	第16条第2項	日本郵便株式会社に対する立入検査の際に携帯する身分を示す証明書	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、日本郵便株式会社に対する立入検査の際に提示する身分を示す証明書について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提示することを許容する旨を「日本郵政株式会社等に対する検査に関する基本指針」の改正（令和５年３月６日付総情検第６号）により明示した。			
新規	1041	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律	内閣府 金融庁	第44条第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、金融庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 令和５年４月17日、指定活用団体に対して、事務連絡により法令に基づく内閣府が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。			
新規	1042	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律	内閣府 金融庁	第44条第2項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、金融庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。			
新規	1043	民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律	内閣府 金融庁	第44条第7項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、預金保険機構ホームページ上で、預金保険法等の法令に基づいて行う立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。			
新規	1060	電子記録債権法	金融庁 法務省	第73条第1項	内閣総理大臣の求めにより、監督当局職員による電子債権記録機関等に対する立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	1061	電子記録債権法	金融庁 法務省	第73条第2項	立入検査時における身分証の提示	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月17日、当庁ホームページ上で、法令に基づき金融庁及び金融庁長官の委任を受けて財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。）が実施する立入検査において、デジタル技術の活用が可能な旨を明確化した。 掲載ページURL：https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/index.html 公表文（上記URLの「実施的対応」欄に掲載）： https://www.fsa.go.jp/policy/shomen-ouin-taimen_minaoshi/01.pdf			
新規	1075	不動産特定共同事業法	金融庁 国土交通省	第40条第1項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、都道府県「不動産特定共同事業者等に対する立入検査について」及び国土交通大臣・金融庁長官許可事業者等宛「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付監督第867号・国不動投第422号）並びに国土交通大臣許可事業者等宛「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付国不動投第426号）の発出により、事業関係を確認するための資料の事前提供や事業者からの意見聴取などの立入検査に付随した行為について、電子メールやWeb会議システムといったデジタル技術の活用により情報収集の遠隔化等が可能である旨を明示した。			
新規	1077	不動産特定共同事業法	金融庁 国土交通省	第58条第9項	立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、都道府県「不動産特定共同事業者等に対する立入検査について」及び国土交通大臣・金融庁長官許可事業者等宛「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付監督第867号・国不動投第422号）並びに国土交通大臣許可事業者等宛「立入検査におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付国不動投第426号）の発出により、事業関係を確認するための資料の事前提供や事業者からの意見聴取などの立入検査に付随した行為について、電子メールやWeb会議システムといったデジタル技術の活用により情報収集の遠隔化等が可能である旨を明示した。			
新規	1079	消費者契約法	消費者庁 法務省	第32条第1項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内閣規則の制定（令和５年３月31日付）により、支障のない範囲でデジタル技術を活用した立入検査等を行うことも可能である旨を明確化した。また、デジタル技術を活用した立入検査等を行うことができる場合には、事前に、相手方に対してその旨を案内することを明記した。			
新規	1080	消費者契約法	消費者庁 法務省	第32条第2項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	日程一共通 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内閣規則の制定（令和５年３月31日付）により、デジタル技術を活用して立入検査を行う場合にはウェブ画面への表示等の方法により、職員による身分証明書の提示を行うことをできる旨を明確化した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phase が２以上３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	1081	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第1項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「食品表示法におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付消食表第160号）を発出し、本条項に基づかず、開示書類などの提供の現或や改ざん等が行われる可能性が低いと判断される場合には、デジタル技術の活用が可能であることを、関係機関に周知することを明記した。 ※当初３省庁連名での通知発出を検討したが、最終的には各省庁個別に通知を発出した。なお、食品表示法は消費者庁において内閣総理大臣、同条第２項において農林水産大臣、同条第３項において財務大臣の権限による、立入検査等をそれぞれ規定している。			
新規	1082	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第2項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付４消安第7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効率的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1083	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第3項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「食品表示法におけるデジタル技術の活用について」（令和５年４月７日付）を発出し、本条項に基づかず、相手方の任意の協力を得て調査を行う場合、メールによる関係資料の提出を求めること等を可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを明確化した。			
新規	1084	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第8条第4項	立入検査等	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付４消安第7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効率的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。 また、「食品表示法におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付消食表第160号）を発出し、本条項に基づかず、開示書類などの提供の現或や改ざん等が行われる可能性が低いと判断される場合には、デジタル技術の活用が可能であることを、関係機関に周知することを明記した。 ※当初３省庁連名での通知発出を検討したが、最終的には各省庁個別に通知を発出した。			
新規	1085	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第9条第1項	センターによる立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付４消安第7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効率的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1086	食品表示法	消費者庁 財務省 農林水産省	第9条第5項	センターによる立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月29日付４消安第7500号）の発出により、立入検査等において電子メール等を活用できることを明示し、地方農政局等に対してデジタル技術の活用による効率的・効率的な立入検査等の実施について呼びかけた。			
新規	1091	食品衛生法	消費者庁 厚生労働省	第28条第1項	臨検	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能であると、周知した。			
新規	1105	家庭用品品質表示法	消費者庁 経済産業省	第19条第1項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、内部規程の改正（令和５年３月15日付）により、事業者等の相手方の任意の協力を得て行う調査（本条項に基づかないもの）では、相手方から提出される関係資料のメールによるデータの提出等を可能にするなど、デジタル技術を活用して行うことができることを明確化した。また、任意の協力を得て行う調査においては、デジタル技術も活用できる旨を相手方に必ず案内するよう徹底し、実際の調査を行う際に相手方にその旨案内することとした。			
新規	1112	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総務省 文部科学省 国土交通省	第53条第1項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「立入検査におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年４月28日付国総バ第35号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1113	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総務省 文部科学省 国土交通省	第53条第2項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、「立入検査等におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年５月10日付国総バ第37号、国都安第21号）の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1114	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総務省 文部科学省 国土交通省	第53条第3項	報告及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「建築基準関係法令等に基づく報告徴収のオンライン化について（通知）」（令和５年３月17日付国住指第480号、国住参建第2727号）の発出により、オンライン会議システム等の技術を活用して事務所等に立ち入らない検査を行っても差し支えない旨を明示した。			
新規	1125	独立行政法人国際協力機構法	外務省 財務省	第38条第1項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1126	独立行政法人国際協力機構法	外務省 財務省	第38条第2項	報告及び検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
新規	1161	住宅宿泊事業法	厚生労働省 国土交通省	第45条第1項	報告徴収及び立入検査	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び特定転貸事業者等に対する立入検査について（周知）」（令和５年３月31日付国不参第79号）の発出により、立入検査に係る情報収集の適時化等が可能である旨を明確化した。			
新規	1189	海岸法	農林水産省 国土交通省	第20条第1項	他の管理者の管理する海岸保全施設への立入り	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「他の管理者の管理する海岸保全施設への立入検査について（連絡）」（令和５年３月30日付事務連絡）の発出により、 ①立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容 ②オンライン方式による立入検査を行う場合の立入身分証の提示は画面越しに提示 することとした。			
新規	1190	海岸法	農林水産省 国土交通省	第20条第2項	他の管理者の管理する海岸保全施設への立ち入り	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「他の管理者の管理する海岸保全施設への立入検査について（連絡）」（令和５年３月30日付事務連絡）の発出により、 ①立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容 ②オンライン方式による立入検査を行う場合の立入身分証の提示は画面越しに提示 することとした。			
新規	1191	海岸法施行令	農林水産省 国土交通省	第1条の5第1項第21号	土地等への立ち入り、他の管理者の管理する海岸保全施設への立ち入り	届規制	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	四半期連 1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「他の管理者の管理する海岸保全施設への立入検査について（連絡）」（令和５年３月30日付事務連絡）の発出により、 ①立入検査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容 ②オンライン方式による立入検査を行う場合の立入身分証の提示は画面越しに提示 することとした。			
別表１	7	人事院規則10－5（職員の放射線障害の防止）	人事院	第26条	定期健康診断（放射線業務従事職員）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（製造オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、各府省から提出される健康診断等の結果報告について、入力・集計を簡素化するためのオンラインツールの開発が完了。 （令和４年度分の結果報告から、完成したツールを用いたオンライン報告となることについて令和５年５月に事務連絡を発出。）			
別表１	8	人事院規則10－5（職員の放射線障害の防止）	人事院	第26条の2	定期健康診断（放射線業務従事職員）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（製造オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、各府省から提出される健康診断等の結果報告について、入力・集計を簡素化するためのオンラインツールの開発が完了。 （令和４年度分の結果報告から、完成したツールを用いたオンライン報告となることについて令和５年５月に事務連絡を発出。）			
別表１	74	物品管理法	財務省	第39条	各省各庁の長の所管に属する物品の管理に関する定期検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（製造オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や面和会付、オンラインとその個別等といったデジタル技術を活用することができる旨を明示した。			
別表１	76	学校保健安全法施行規則	文部科学省	第1条	学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、文部科学省ホームページ（URL：https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1353625.htm）において、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査については、デジタル技術を活用した方法で検査を行うことが可能である旨を 明示した。			
別表１	90	と畜場法施行規則	厚生労働省	第3条第1項第7号イ	と畜場の衛生管理のための検査・点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	91	と畜場法施行規則	厚生労働省	第3条第1項第7号ハ	と畜場の衛生管理のための検査・点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	92	と畜場法施行規則	厚生労働省	第3条第1項第17号二	と畜場の衛生管理のための検査・点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	93	と畜場法施行規則	厚生労働省	第3条第1項第17号ホ	と畜場の衛生管理のための検査・点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	119	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第99条第1項第7号	特定細胞加工物製造事業者による製造設備の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、デジタル技術を活用した定期検査・点検も可能である旨を示した。			
別表１	120	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第100条第1項第3号	特定細胞加工物製造事業者による品質管理のための試験検査に関する設備及び器具の定期点検整備	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、デジタル技術を活用した定期検査・点検も可能である旨を示した。			
別表１	121	再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則	厚生労働省	第108条第1項第1号	特定細胞加工物製造事業者による製造管理及び品質管理の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、デジタル技術を活用した定期検査・点検も可能である旨を示した。			
別表１	122	採血の業務の管理及び構造設備に関する基準	厚生労働省	第5条第1項第4号	採血事業者による構造設備、試薬等及び資材の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年４月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年４月21日付血液対策課事務連絡）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	123	採血の業務の管理及び構造設備に関する基準	厚生労働省	第7条第1項第1号	採血事業者等による採血所における業務の定期自己点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年４月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年４月21日付血液対策課事務連絡）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	131	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則	厚生労働省	別表第3（第4条第1項関係）第1項第1号ハ（1）	食鳥処理場で使用する水の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	132	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則	厚生労働省	別表第3（第4条第1項関係）第1項第1号ハ（3）	食鳥処理場の給水設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	133	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則	厚生労働省	別表第3（第4条第1項関係）第1項第1号ホ（6）	食鳥処理場の給水設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	134	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則	厚生労働省	別表第3（第4条第1項関係）第1項第1号チ（7）	食鳥処理場の給水設備等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	定期一覧 照１	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナロ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを要ずとしてデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	135	食品衛生法施行規則	厚生労働省	第37条第1項第2号	食品衛生検査施設の検査等の業務の管理に関する内部点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	136	食品衛生法施行規則	厚生労働省	第37条第1項第4号	外部精度管理調査の定期的な受検（食品衛生検査施設）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	137	食品衛生法施行規則	厚生労働省	第40条第1項第3号イ	登録検査機関の検査等の業務の管理に関する内部点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	138	食品衛生法施行規則	厚生労働省	別表第13（第37条、第40条関係）	検査機関が行う機械器具の定期保守点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	139	食品衛生法施行規則	厚生労働省	別表第17（第66条の2第1項関係）第3号ニ	食品等事業者が行う計器類の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	140	食品衛生法施行規則	厚生労働省	別表第17（第66条の2第1項関係）第4号ロ	食品等事業者が行う使用水（水道事業等により供給される水以外の水）の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月２７日付厚生食安発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表１	147	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の2第1項	水道施設の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、水道法施行規則の一部改正について（水道施設の維持及び修繕関係）」（令和５年３月22日付け薬生水発0320第１号）の発出により、目視点検の代替となり得る測量調査技術を活用することが可能である旨を明確化した。 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001075943.pdf			
別表１	149	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第2号ロ	簡易専用水道の定期の検査	定期検査	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、精度管理の実施頻度について、任意である旨を明確化した。			
別表１	150	水道法施行規則	厚生労働省	第56条の4第5号ト	簡易専用水道の定期の検査	定期検査	1-①	3	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	検査等の簡素・周期延長に向け取り組む	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、精度管理の実施頻度について、任意である旨を明確化した。			
別表１	176	放射性医薬品の製造及び取扱規則	厚生労働省	第2条第5項第4号ニ	陽電子断層撮影用放射性物質を製造する装置の不純物除去機能が保持されていることの定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和４年12月に日本放射性医薬品協会へ書面を送付し、デジタル原則を踏まえた技術中立化を示した。なお、同協会において現在、デジタル原則を踏まえた技術中立化の運用ガイドを示す業界自主基準の改訂検討を行っており、当該自主基準改訂が了し次第、厚生労働省から都道府県等へ周知を図る予定である。			
別表１	177	放射性医薬品の製造及び取扱規則	厚生労働省	第5条第1項第4号	製造業者が行う放射性物質による汚染状況の定期測定	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和４年12月に日本放射性医薬品協会へ書面を送付し、デジタル原則を踏まえた技術中立化を示した。なお、同協会において現在、デジタル原則を踏まえた技術中立化の運用ガイドを示す業界自主基準の改訂検討を行っており、当該自主基準改訂が了し次第、厚生労働省から都道府県等へ周知を図る予定である。			
別表１	234	漁業災害補償法	農林水産省	第70条	業務・会計状況の検査（漁業共済団体）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製各オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付け23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付け４検監第1103号）により、漁業共済団体に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確化した。			
別表１	235	漁船損害等補償法	農林水産省	第85条第3項	業務・会計状況の定期検査（漁船保険組合）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製各オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付け23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付け４検監第1103号）により、漁船保険組合に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確化した。			
別表１	245	森林組合法	農林水産省	第111条第4項	業務・会計状況の定期検査（森林組合）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製各オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付け23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付け４検監第1103号）により、森林組合連合会に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確化した。			
別表１	263	農業保険法	農林水産省	第209条第2項	業務・会計状況の定期検査（農業共済団体等）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製各オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付け23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付け４検監第1103号）により、農業共済団体に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確化した。			
別表１	443	河川法施行令	国土交通省	第5条の3第1項第3号	河川管理施設等の定期自主点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上、状態把握が行える技術等を用いた点検方法の活用を明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等マカタログ掲載技術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
別表１	451	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第19条の36	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	452	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第19条の42	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	453	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第4条第2項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	454	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第5条第1項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	455	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第6条第1項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	456	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第6条第2項ヘ	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	457	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第8条	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	458	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条第2項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	459	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第13条	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	460	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第15条第6項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	461	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第20条の2	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	462	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第21条第1項第1号	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	463	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第21条の2第1項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			
別表１	464	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第21条の2第3項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる船舶検査に試行を行う旨し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてドオカメラを活用することが可能である旨を全国に周知した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上３の条項は、見直しを進めずとも「デジタル原則適合性の確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	465	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第21条の2第4項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる小機関に就行を行よう促し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてビデオカメラを活用することが可能である旨を金議にて周知した。			
別表１	466	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第22条第1項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる小機関に就行を行よう促し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてビデオカメラを活用することが可能である旨を金議にて周知した。			
別表１	467	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則	国土交通省	第28条の2第4項	船舶の定期検査、中間検査等（海洋汚染等防止証書）	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組みについて」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる小機関に就行を行よう促し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の定期検査においてビデオカメラを活用することが可能である旨を金議にて周知した。			
別表１	519	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第4条第1項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	520	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第5条第1項第1号	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	521	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第5条第1項第2号	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	522	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第7条第1項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	523	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条第2項第4号	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	524	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第1項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	525	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第2項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	526	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第3項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	527	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第12条の2第5項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	528	船員の労働条件等の検査等に関する規則	国土交通省	第13条第1項	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	529	船員法	国土交通省	第100条の2	船員の労働条件等に関する定期検査（海上労働証書）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一国土交通省４	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年２月に「海上労働検査関係事務取扱要領」（平成25年５月１日国海運第27号）及び「海上労働検査受検等に関するガイドライン」（平成25年５月１日国海運第27号別冊）の一部改正通達（令和５年２月13日国海員第328号）を関係団体に発出し、船員の労働条件等に関する定期検査に合格した船舶に対して交付する証書を電子的に交付することを明確化した。			
別表１	872	水産業協同組合法	金融庁 農林水産省	第123条第4項	帳票・会計状況の定期検査（水産業協同組合）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付付23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付付４検監第1103号）により、水産業協同組合に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確にした。			
別表１	874	中小漁業融資保証法	金融庁 農林水産省	第66条第3項	帳票・会計状況の定期検査（漁業信用基金協会）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付付23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付付４検監第1103号）により、漁業信用基金協会に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確にした。			
別表１	876	農業協同組合法	金融庁 農林水産省	第94条第4項	帳票・会計状況の定期検査（農業協同組合及び農業協同組合連合会）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付付23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付付４検監第1103号）により、農業協同組合及び農業協同組合連合会に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確にした。			
別表１	877	農業信用保証保険法	金融庁 農林水産省	第56条第3項	帳票・会計状況の定期検査（農業信用基金協会）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、「農林水産省協同組合等検査基本要綱」（平成23年９月１日付付23検査第１号）の改正（令和５年３月28日付付４検監第1103号）により、農業信用基金協会に係る定期検査について、オンラインによる報告が可能である旨を明確にした。			
別表２	1	人事院規則10－4（職員の保健及び安全保持）	人事院	第20条	定期健康診断	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一人事院１	現行の規制の合理化（製食オンライン化の推進等）	完了済み	令和５年３月、各府省から提出される健康診断等の結果報告について、入力・集計を簡素化するためのオンラインツールの開発の完了。 （令和４年度分の結果報告からは、完成したツールを用いたオンライン報告となることについて令和５年５月に事務連絡を発出。）			
別表２	22	介護保険法	厚生労働省	第115条の45の2第2項	事業の実施状況の定期的な調査・分析・評価（介護予防・日常生活支援総合事業）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室ほか事務連絡）の発出により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況に関する調査等において、オンライン技術を活用することが可能である旨を明確にした。			
別表２	48	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第35条の4第1項	認定約保育事業等の基準遵守状況の実地検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月27日、認定約保育事業等に係る定期検査において、テレビ会議等の技術を活用した検査を行うことも可能となるよう改令第35条の４を改正し、その旨を官報に掲載した。			
別表２	49	児童福祉法施行令	こども家庭庁	第38条第1項	児童福祉施設の基準遵守状況の実地検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月27日、児童福祉施設に係る定期検査において、テレビ会議等の技術を活用した検査を行うことも可能となるよう改令第38条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
別表２	50	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第1条の29	小規模住居型児童養育事業者における委託児童の状況の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和５年度４月～９月	定期一共通2	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年4月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、小規模住居型児童養育事業者に対する定期検査について、検査簡易の基準による定期検査に加えて検査を実施する場合であって、より児童等の健全な育成に資すると考えられるときは、Web会議サービス等を使用することが可能である旨を明確化した。			
別表２	51	社会福祉法	厚生労働省	第107条第3項	計画の定期的な調査・分析・評価（市町村地域福祉計画）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況調査について（依頼）」（令和５年１月16日付付社援地発0116第1号厚生労働省社会援護局地域福祉課長通知）において、計画の評価過程に当たっては、オンラインでの住民アンケートやWeb会議による有識者とブリングなどのデジタル技術も活用可能である旨を明記し、周知した。			
別表２	52	社会福祉法	厚生労働省	第108条第3項	計画の定期的な調査・分析・評価（都道府県地域福祉支援計画）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況調査について（依頼）」（令和５年１月16日付付社援地発0116第1号厚生労働省社会援護局地域福祉課長通知）において、計画の評価過程に当たっては、オンラインでの住民アンケートやWeb会議による有識者とブリングなどのデジタル技術も活用可能である旨を明記し、周知した。			
別表２	53	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第88条の2第1項	市町村障害福祉計画の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年５月19日、「第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画の作成に係るＱＡについて」の発出により、都道府県及び市町村が、計画に掲げた事項（成果目標等）の実績把握のために調査を行うに当たって、実地や聞での調査によらずに、オンラインでのヒアリングを行うことや、調査票に電子媒体を活用することも可能である旨を自治体宛てに周知した。			
別表２	54	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第2号	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、精度管理の実施頻度について、任意である旨を明確化した。			
別表２	55	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第4号ロ	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、精度管理の実施頻度について、任意である旨を明確化した。			
別表２	56	水道法施行規則	厚生労働省	第15条の4第6号	水道事業者等が行う定期の水質検査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、機械器具の保守点検の実施頻度について、任意である旨を明確化した。			
別表２	70	昭和四十一年内閣令第十二号（水質予防総合法ニ依ル予算調製ノ式及費目流用其ノ他財務ニ関スル件）	国土交通省	第19条	帳票・会計状況の定期検査（水質予防総合）	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和5年3月31日付「水質総合」「水質予防総合に規定する施設等の方法について（通知）」の発出により、水質予防総合の現金帳簿の検査について、オンライン会議システム等のデジタル技術を活用することができる旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phase7または10の条項は、見直しを要ずずとも デジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	21	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	厚生労働省	第89条の2	都道府県障害福祉計画の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年５月19日、「第 7 期障害福祉計画 及び第 3 期障害児福祉計画 の作成 に係るＱＡについて」の発出により、都道府県及び市町村が、計画に掲げた事項（成果目標等）の実績把握のために調査を行うに当たって、実地や紙での調査によらず に、オンラインでのヒアリングを行うことや、調査票に電子国 印を活用することで等も可能である旨を自治体宛てに周知した。			
新規	22	児童福祉法	こども家庭庁	第33条の21	市町村障害児福祉計画の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、市町村障害児福祉計画に係る定期調査について、オンラインでのヒアリング等を行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	23	児童福祉法	こども家庭庁	第33条の23	都道府県障害児福祉計画の定期調査	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、都道府県障害児福祉計画に係る定期調査について、オンラインでのヒアリング等を行うことが可能である旨を明確化した。			
新規	56	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	国土交通省	第19条の38	海洋汚染防止緊急措置手引書等及び揮発性物質放出防止措置手引書の中間検査	定期検査	1-①	2	要	令和６年度４月～６月	定期一共通10	新たな規制の在り方の検討	完了済み	令和4年4月19日に発出した事務連絡「海事技術専門官業務の機動的かつ効率的な執行に向けた取組み について」において、地方運輸局に対し、リモート技術が活用できる機動的に対応 を行うよう促し、その結果を踏まえ、令和5年3月2日、海洋汚 染等及び海上災害の防止に関する法律の中間検査においてビデ オカメラを活用することが可能である旨を会議にて周知した。			
新規	57	河川法施行規則	国土交通省	第7条の2第1項第1号	河川管理施設等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ掲載技 術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・ 高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・ 公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
新規	58	河川法施行規則	国土交通省	第7条の2第1項第2号	河川管理施設等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定 する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上に 状態把握ができる技術等を用いた点検方法の活用を明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ掲載技 術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・ 高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・ 公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
新規	59	河川法施行規則	国土交通省	第7条の2第1項第3号	河川管理施設等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定 する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上に 状態把握ができる技術等を用いた点検方法の活用を明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ掲載技 術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・ 高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・ 公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
新規	60	河川法施行規則	国土交通省	第7条の2第1項第4号	河川管理施設等の定期点検	定期検査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	定期一共通1	現行の規制の合理化（技術中立化）	完了済み	・令和５年３月、「堤防等河川管理施設及び河道の点検・評価要領について（通知）」（令和５年３月24日付国水環保第13,14,15号）の発出により、点検方法については、手段を限定 する記載となっていたが、目視と同等、または、同等以上に 状態把握ができる技術等を用いた点検方法の活用を明示した。 ・令和５年３月、当省ホームページ（URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokuda04_hh_000204.html）において、河川・ダムの点検等でカタログ掲載技 術を参考に、新たな技術を採用することで、点検等の効率化・ 高度化を進める旨を明示した。併せて、点検カタログを作成・ 公表した旨を周知し、新技術の活用を促進した。			
別表１	2	人事院規則14－17（研究職員の任何移転事業者の役員等との兼業）	人事院	第10条第1項	人事院による技術移転事業に関する事務実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「国家公務員法第 103 条に関する事務の実施状況等について（依頼）」（令和４年12月12日付人事院総事務総局職員福祉局審査課長事務連絡）の発出により、実地監査 の代替としてデジタル技術を活用したオンライン方式による監 査を許容する旨を明示した。			
別表１	3	人事院規則14－18（研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業）	人事院	第10条第1項	人事院による研究成果活用兼業に関する事務実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「国家公務員法第 103 条に関する事務の実施状況等について（依頼）」（令和４年12月12日付人事院総事務総局職員福祉局審査課長事務連絡）の発出により、実地監査 の代替としてデジタル技術を活用したオンライン方式による監 査を許容する旨を明示した。			
別表１	4	人事院規則14－19（研究職員の株式会社の監査役との兼業）	人事院	第10条第1項	人事院による監査役兼業に関する事務の実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「国家公務員法第 103 条に関する事務の実施状況等について（依頼）」（令和４年12月12日付人事院総事務総局職員福祉局審査課長事務連絡）の発出により、実地監査 の代替としてデジタル技術を活用したオンライン方式による監 査を許容する旨を明示した。			
別表１	5	人事院規則16－0（職員の災害補償）	人事院	第4条	人事院による実施機関の補償の実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「災害補償実施状況監査における電子データの活用について（通知）」（令和５年３月31日付）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を 活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	6	人事院規則16－3（災害を受けた職員の福祉事業）	人事院	第3条	人事院による実施機関の福祉事業実施状況監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「災害補償実施状況監査における電子データの活用について（通知）」（令和５年３月31日付）の発出により、実地監査の代替としてオンライン会議システム等の技術を 活用したオンライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	8	自動車安全運転センター法	警察庁	第17条第3項	自動車安全運転センターにおける監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	本条項における業務監査については、法人である自動車安全運転センターの監事が実施権を有していることから、監事が発出する自動車安全運転センターの内規において、実地方法に係る 通知を行う必要があるものであり、これを踏まえ、令和５年３ 月、自動車安全運転センターの監事に対して、業務監査に際し て監事が提出を受ける書面は、電磁的記録によることが可能で ある旨を内規で明示するよう通知した。 なお、本事項については、令和６月頃に監事が発出する監査計 画の通知に盛り込まれる想定である。			
別表１	15	会計法	財務省	第46条第1項	財務大臣による各省庁に係る予算執行状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	16	支出負担行為等取扱規則	財務省	第22条第1項	財務大臣による各省庁に係る予算執行状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	17	国有財産法	財務省	第10条第1項及び第4項	財務大臣による各省庁に対する国有財産実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有財産監査指針」（平成23年５月31日財理第2543号）の改正により、実地監査の代替としてオンライ ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を許容する旨を明示した。			
別表１	18	国有財産法	財務省	第28条の5	各省庁による国有財産実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「普通財産を貸付する場合の手続について」（昭和62年２月19日蔵理第553号）の改正により、実地監査 の代替としてオンライン会議システム等の技術を活用したオン ライン方式による監査を許容する旨を明示した。			
別表１	19	国有財産法施行令	財務省	第6条第3項及び第9項	各省庁による国有財産管理事務を行う都道府県及び市町村に対する実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有財産監査指針」（平成23年５月31日財理第2543号）の改正により、実地監査の代替としてオンライ ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を許容する旨を明示した。			
別表１	20	国家公務員宿舎法	財務省	第6条第2項	財務大臣による各省庁に対する各庁別宿舎実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有財産監査指針」（平成23年５月31日財理第2543号）の改正により、実地監査の代替としてオンライ ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を許容する旨を明示した。			
別表１	22	沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律	財務省	第22条	財務大臣による沖縄振興開発金融公庫予算執行状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査の運用におけるデジタ ル技術の活用について」（令和５年３月31日付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用することができる旨を明示した。			
別表１	23	物品管理法	財務省	第12条第2項	財務大臣による各省庁所管物品実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	24	物品管理法施行規則	財務省	第45条第1項	財務大臣による各省庁所管物品実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	25	国の債権の管理等に関する法律	財務省	第9条第2項	財務大臣による各省庁に対する債権管理事務状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	26	債権管理事務取扱規則	財務省	第43条第1項	財務大臣による各省庁に対する債権管理事務状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査又は定期検査の運用に おけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日 付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資 料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用 することができる旨を明示した。			
別表１	27	国の行政等の使用調整等に関する特別措置法	財務省	第3条の2	財務大臣による各省庁による行政等使用状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「国有財産監査指針」（平成23年５月31日財理第2543号）の改正により、実地監査の代替としてオンライ ン会議システム等の技術を活用したオンライン方式による監査 を許容する旨を明示した。			
別表１	43	公共工事の前払金保証事業に関する法律	国土交通省	第27条	保証事業会社における請負者の前払金受領監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「前払金の受領監査におけるデジタル化等の推進について」（令和５年２月21日付国不課第561～563号）により、実地監 査について、デジタル技術を活用して行うことが可能である旨 を明確化した。			
別表１	45	地方住宅供給公社法	国土交通省	第12条第3項	地方住宅供給公社における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「地方住宅供給公社法に基づく監事による監査 のオンライン化について（通知）」（令和５年３月31日付国 住備第493号）の発出により、監査においてオンライン会議シ ステム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			
別表１	57	沖縄振興開発金融公庫法	内閣府 財務省	第9条第4項	沖縄振興開発金融公庫における監事による業務監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査の運用におけるデジタル技術の活用 について」（令和５年３月30日付府第第93号）を発出し、 実地監査におけるオンライン会議システム等の技術の積極的な 活用を促した。			
別表１	59	農住組合法	農林水産省 国土交通省	第33条の7第1号及び第2号	農住組合における監事による財産状況等監査	実地監査	1-②	2	要	令和４年度１月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「農住組合に係る手続等のオンライン化について」（令和５年３月31日付国不土第99号）の発出により、 監査においてオンライン会議システム等の技術を活用することを許容する旨を明示した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	3	国民年金法施行令	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	第17条第1項	共済払いの基礎年金支払事務を行う共済組合等を所管する組合の長による共済組合等資金受払状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査の運用におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用することができる旨を明示した。			
別表２	4	国民年金法施行令	総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省	第17条第2項	共済払いの基礎年金支払事務を行う共済組合等を所管する組合の長による共済組合等資金受払状況実地監査	実地監査	1-①	2	要	令和４年度 １月～３月	監査一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「【事務連絡】デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン等を踏まえた実地監査の運用におけるデジタル技術の活用について」（令和５年３月31日付）の発出により、メールによる事前のスケジュール調整や資料送付、オンライン上での相談等といったデジタル技術を活用することができる旨を明示した。			
別表１	37	と畜場法	厚生労働省	第7条第1項	と畜場における衛生管理責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用により専任によらず業務実施が可能である旨、周知した。			
別表１	38	と畜場法	厚生労働省	第10条第1項	と畜場における作業衛生責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用により専任によらず業務実施が可能である旨、周知した。			
別表１	39	食品衛生法	厚生労働省	第48条第1項	食品加工施設における食品衛生管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度 ４月～９月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用により常駐によらず業務実施が可能である旨、周知した。			
別表１	69	食品衛生法	厚生労働省	第33条第1項第2号	食品の製品検査における管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和５年度 ４月～９月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用により常駐によらず業務実施が可能である旨、周知した。			
別表１	74	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第2号	臨床研究中核病院における特定臨床研究の実施の支援に係る業務に従事する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	75	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第3号	臨床研究中核病院における統計的な解析等に用いるデータの管理を行う者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	76	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第4号	臨床研究中核病院における特定臨床研究において問いられる医薬品等の管理を行う者及び特定臨床研究に係る安全管理を行う者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	77	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の25第7号	臨床研究中核病院における知的財産の管理及び技術の移転に係る業務を行う者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	88	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第4号	臨床研究中核病院における臨床研究の実施に係る支援を行う業務に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	89	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第5号	臨床研究中核病院における臨床研究に関するデータの管理に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	90	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第6号	臨床研究中核病院における生物統計に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	91	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第7号	臨床研究中核病院における薬事に関する審査に関する相当の経験及び識見を有する者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	121	診療放射線技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	診療放射線技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	122	診療放射線技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	診療放射線技師学校養成所における教員（業務経験５年以上の診療放射線技師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	123	診療放射線技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第12号	診療放射線技師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	124	臨床検査技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	臨床検査技師学校養成所における教員（診療放射線技師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	125	臨床検査技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	臨床検査技師学校養成所における教員（業務経験５年以上の診療放射線技師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	126	臨床検査技師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第11号	臨床検査技師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	127	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第1項第4号	理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	128	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第2項第4号	理学療法士学校養成施設における教員（理学療法士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	129	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第1項第3号	作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	130	理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第2項第3号	作業療法士学校養成施設における教員（作業療法士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	131	視能訓練士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第1項第4号	視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	132	視能訓練士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第1項第5号	視能訓練士学校養成所における教員（５年以上業務に従事した機能訓練士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	133	視能訓練士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第1項第12号	視能訓練士学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	134	視能訓練士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第2項第4号	視能訓練士学校養成所における教員（機能訓練士等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	135	視能訓練士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第2項第5号	視能訓練士学校養成所における教員（５年以上業務に従事した機能訓練士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	136	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	137	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第5号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験５年以上の言語聴覚士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	138	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第12号	言語聴覚士学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	139	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	140	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第5号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験５年以上の言語聴覚士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	141	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第3号	言語聴覚士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	142	言語聴覚士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第4号	言語聴覚士学校養成所における教員（業務経験５年以上の言語聴覚士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	143	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項4号	臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	144	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項5号	臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験５年以上の臨床工学技士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	145	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項12号	臨床工学技士学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	146	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項4号	臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	147	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項5号	臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験５年以上の臨床工学技士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	148	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項4号	臨床工学技士学校養成所における教員（医師等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	149	臨床工学技士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項5号	臨床工学技士学校養成所における教員（業務経験５年以上の臨床工学技士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２以上３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	150	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第4号	義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	151	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第5号	義肢装具士学校養成所における教員（業務経験５年以上の義肢装具士等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	152	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第11号	義肢装具士学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	153	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第4号	義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	154	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第5号	義肢装具士学校養成所における教員（業務経験５年以上の義肢装具士等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	155	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第4号	義肢装具士学校養成所における教員（医師又は義肢装具士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	156	義肢装具士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第5号	義肢装具士学校養成所における教員（業務経験５年以上の義肢装具士等）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	157	歯科衛生士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	歯科衛生士学校養成所における教員（歯科医師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	158	歯科衛生士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号の2	歯科衛生士学校養成所における教員（歯科医師又は歯科衛生士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	159	歯科衛生士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号の3	歯科衛生士学校養成所における教員（業務経験４年以上の歯科衛生士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	160	歯科技工士学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	歯科技工士学校養成所における教員（歯科医師又は歯科技工士）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	161	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	あん摩マッサージ指圧師学校養成所における学校又は養成施設の教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	162	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	あん摩マッサージ指圧師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	163	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第7号	あん摩マッサージ指圧師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	164	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第17号	あん摩マッサージ指圧師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	165	柔道整復師学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	柔道整復師学校養成所における学校又は養成施設の教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	166	柔道整復師学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第5号	柔道整復師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	167	柔道整復師学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第7号	柔道整復師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	168	柔道整復師学校養成施設指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第17号	柔道整復師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表１	227	浄化槽法	国土交通省	第29条第1項	浄化槽工事業者の営業所における浄化槽設備士の設置	常駐専任	2-2	3-1	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「営業所に設置された浄化槽設備士のテレワークの考え方について」の一部改正について（令和５年５月25日付国不建第57－60号）により、営業所に設置された浄化槽設備士について、営業所に常駐・専任することは求めないなどを明確化した。			
別表１	249	動物の愛護及び管理に関する法律	環境省	第22条第1項	動物を取り扱う事業所における動物取扱責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	動物取扱責任者の選任要件資格について、都道府県等がより効果的に利用するための参考資料となるよう、令和４年12月、「動物の愛護及び管理に関する法律第22条第１項に基づく動物取扱責任者の選任要件について（令和４年12月13日付環自総発第2212132号）を発出し、関連資格の情報を都道府県等へ提供した。			
別表１	251	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第12条第8項	産業廃棄物処理施設における産業廃棄物処理責任者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	常駐専任一環境省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環循適発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような施策を講ずるなどその職務の遂行の態様を用いたとて、情報通信機器を用いて通関で実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表１	252	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第12条の2第8項	産業廃棄物処理施設における特別管理産業廃棄物管理責任者の常駐	常駐専任	1-1	3-1	要	令和６年度 ４月～６月	常駐専任一環境省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環循適発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような施策を講ずるなどその職務の遂行の態様を用いたとて、情報通信機器を用いて通関で実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表１	253	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第21条第1項	一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設における技術管理者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和６年度 ４月～６月	常駐専任一環境省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環循適発第2303125号、環廃規発第2303110号）の発出により、廃棄物処理施設の適正な管理に支障がないような施策を講ずるなどその職務の遂行の態様を用いたとて、情報通信機器を用いて通関で実施することとして差し支えない旨を明確化した。			
別表２	10	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第43条第1項	特定細胞加工物の加工施設における管理者の設置	常駐専任	1-2	3-1	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	25	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第29条第1項	小規模保育事業所A型における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	27	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第31条第1項	小規模保育事業所B型における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	29	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第34条第1項	小規模保育事業所C型における家庭的保育者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	31	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第44条第1項	保育所型事業所内保育事業所における保育士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	33	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第47条第1項	小規模型事業所内保育事業所における保育従事者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	144	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第1条の7第1号	地域子育て支援拠点事業における知識・経験を有する者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	146	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第35条の8第1項	児童自立生活援助事業所における自立生活支援及び管理者の常駐	常駐専任	①1-3 ②1-3	①2-3 ②2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	199	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第17条第1項	第二種助産施設における助産師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	200	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における看護師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	201	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における個別対応職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	202	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における家庭支援専門相談員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	203	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における栄養士の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	204	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第1項	乳児院における調理員の常駐	常駐専任	2-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	205	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第3項	乳児院における心理療法担当職員の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一斉通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守したとて、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase が２又は３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	206	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第6項	乳児院における看護師の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	207	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第21条第7項	乳児院における保育士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	208	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる乳児院における看護師の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	209	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる乳児院における家庭支援専門相談員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	210	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第22条第1項	乳幼児十人未満を入所させる乳児院における調理員又はこれに代わるべき者の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	211	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援施設における母子支援員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	212	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援施設における少年を指導する職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	213	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第27条第1項	母子生活支援施設における調理員又はこれに代わるべき者の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	214	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第27条第2項	母子生活支援施設における心理療法担当職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	215	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第27条第4項	母子生活支援施設における個別対応職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	216	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第33条第1項	保育所における保育士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	218	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第38条第1項	児童厚生施設における児童の遊びを指導する者の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	219	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における児童指導員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	220	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における保育士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	221	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における個別対応職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	222	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における家庭支援専門相談員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	223	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	児童養護施設における栄養士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	225	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第1項	乳児が入所している児童養護施設における看護師の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	226	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第3項	児童養護施設における心理療法担当職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	227	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第42条第5項	児童養護施設における職業指導員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	250	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における医師の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	251	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における心理療法担当職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	252	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における児童指導員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	253	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における保育士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	254	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における看護師の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	255	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における個別対応職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	256	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における家庭支援専門相談員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	257	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第73条第1項	児童心理治療施設における栄養士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	259	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	260	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における児童生活支援員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	261	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における個別対応職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	262	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における家庭支援専門相談員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	263	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第1項	児童自立支援施設における栄養士の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	265	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第3項	児童自立支援施設における心理療法担当職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	266	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第80条第5項	児童自立支援施設における職業指導員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	267	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第88条の3第1項	児童家庭支援センターにおける支援を担当する職員の常勤	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」から、現在Phase7または3の条項は、見直しを要ずとしてデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	268	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	こども家庭庁	第94条第1項	保育所における保育士と同等の知識及び技能を有すると認める者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	285	就業あっせん機関による乗子睡組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律	こども家庭庁	第36条第1項	乗子睡組あっせんを行う事業所における責任者の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和５年度 ４月～９月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、乗子睡組のあっせんに係る業務を適正に実施できる範囲内であれば、乗子睡組あっせんを行う事業所における責任者の兼務をすることが可能である旨明確化した。			
別表２	288	高気圧作業安全衛生規則	厚生労働省	第10条第1項	高圧室内作業における高圧室内作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 厚生労働省 １	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安計発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
別表２	289	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第46条第1項	管理区域におけるエックス線作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 厚生労働省 １	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安計発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
別表２	290	電離放射線障害防止規則	厚生労働省	第52条の2第1項	管理区域におけるガンマ線透過写真撮影作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 厚生労働省 １	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安計発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
別表２	296	調理師法施行規則	厚生労働省	第6条第2号	調理師養成施設における施設長の専任	常駐専任	1-4	2-4	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11843.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	428	母子保健法施行規則	こども家庭庁	第7条の4第2号	産後ケア事業における助産師、保健師又は看護師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で現場を離れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			
別表２	429	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第1号	臨床研究中核病院における医師又は歯科医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	430	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第2号	臨床研究中核病院における薬剤師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	431	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の6第1項第3号	臨床研究中核病院における看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	432	医療法	厚生労働省	第10条第1項	病院等における管理者の選任	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、原則として勤務時間中常駐であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
別表２	433	医療法	厚生労働省	第10条の2第1項	特定機能病院における管理者の選任	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、原則として勤務時間中常駐であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
別表２	434	医療法	厚生労働省	第11条第1項	助産所における管理者の選任	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、原則として勤務時間中常駐であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
別表２	435	医療法	厚生労働省	第21条第1項第1号	病院における医師等の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	436	医療法	厚生労働省	第21条第2項第1号	療養病床を有する診療所における医師等の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	437	医療法	厚生労働省	第22条の2第1項第1号	特定機能病院における医師、歯科医師、薬剤師、看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	438	医療法	厚生労働省	第22条の3第1項第1号	臨床研究中核病院における医師、歯科医師、薬剤師、看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	439	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第1項第1号	病院における医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	440	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第1項第2号	病院における歯科医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	441	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第1号	病院等における薬剤師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	442	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第2号	病院等における看護師及び准看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	443	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第3号	病院等における看護補助者の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	444	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第2項第4号	病院等における栄養士の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	445	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第3項第1号	病院等における診療放射線技師等の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	446	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第3項第2号	病院等における理学療法士及び作業療法士の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	447	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第1号	特定機能病院における医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	448	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第2号	特定機能病院における歯科医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	449	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第3号	特定機能病院における薬剤師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	450	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第4号	特定機能病院における看護師及び准看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	451	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第5号	特定機能病院における管理栄養士の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	452	医療法施行規則	厚生労働省	第22条の2第1項第6号	特定機能病院における診療放射線技師、事務員の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	455	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第4号	保健師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	456	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第2条第10号	保健師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	457	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第4号	助産師学校養成所における教員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	458	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第3条第10号	助産師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	459	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第4号	看護師学校養成所における教員（看護師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	460	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第1項第10号	看護師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	461	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第4号	看護師学校養成所における教員（看護師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	462	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第2項第10号	看護師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	463	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第4号	看護師学校養成所における教員（看護師）の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	464	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第4条第3項第10号	看護師学校養成所における事務職員の専任	常駐専任	1-4	3-2	要	令和４年度 １月～３月	常駐専任一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において規制の明確化を行った。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseが２又は３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	465	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第5条第4号	看護師学校養成所における教員の等任	実動等任	1-4	3-2	要	令和４年度１月～３月	実動等任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	466	保健師助産師看護師学校養成所指定規則	文部科学省 厚生労働省	第5条第10号	看護師学校養成所における事務職員の等任	実動等任	1-4	3-2	要	令和４年度１月～３月	実動等任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsei_00015.html）において規制の明確化を行った。			
別表２	627	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	国土交通省	第46条第1項第3号	登録建築物エネルギー消費性能判定機関における管理者の等任	実動等任	1-2	3-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	HPにて公開している令和元年度改正建築物省エネ法に関する質疑応答集（令和３年３月）において、管理者の業務や同一事業所内での他の職員との兼務が許容されることを明らかにしている。			
新規	17	有機溶剤中毒予防規則	厚生労働省	第19条第2項	有機溶剤作業における有機溶剤作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	20	特定化学物質障害予防規則	厚生労働省	第27条第1項	特定化学物質作業における特定化学物質作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	21	鉛中毒予防規則	厚生労働省	第33条第1項	鉛作業における鉛作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	22	四アルキル鉛中毒予防規則	厚生労働省	第14条第1項	四アルキル鉛等作業における四アルキル鉛等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	23	石綿障害予防規則	厚生労働省	第19条第1項	石綿作業における石綿作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	24	労働安全衛生規則	厚生労働省	第314条第1項	ガス溶接作業におけるガス溶接作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	25	労働安全衛生規則	厚生労働省	第428条第1項	はい作業におけるはい作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	26	労働安全衛生規則	厚生労働省	第450条第1項	船内荷役作業における船内荷役作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	27	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第24条第1項	ボイラー取扱作業におけるボイラー取扱作業主任者の常駐	実動等任	2-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	28	ボイラー及び圧力容器安全規則	厚生労働省	第62条第1項	第一種圧力容器取扱作業における第一種圧力容器取扱作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	29	労働安全衛生規則	厚生労働省	第129条第1項	木材加工用機械作業における木材加工用機械作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	30	労働安全衛生規則	厚生労働省	第133条第1項	プレス機械作業におけるプレス機械作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	31	労働安全衛生規則	厚生労働省	第297条第1項	乾燥設備作業における乾燥設備作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	32	労働安全衛生規則	厚生労働省	第321条の3第1項	コンクリート破砕器作業におけるコンクリート破砕器作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	33	酸素欠乏症等防止規則	厚生労働省	第11条第1項	酸素欠乏危険作業における酸素欠乏危険作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	34	労働安全衛生規則	厚生労働省	第151条の126第1項	林業架線作業における林業架線作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	35	労働安全衛生規則	厚生労働省	第246条第1項	型枠支保工の組立て等作業における型枠支保工の組立て等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	36	労働安全衛生規則	厚生労働省	第359条第1項	地山の掘削作業における地山の掘削作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	37	労働安全衛生規則	厚生労働省	第374条第1項	土止め支保工作業における土止め支保工作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	38	労働安全衛生規則	厚生労働省	第383条の2第1項	ずい道等の掘削作業におけるずい道等の掘削作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	39	労働安全衛生規則	厚生労働省	第383条の4第1項	ずい道等の覆工作業におけるずい道等の覆工作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	40	労働安全衛生規則	厚生労働省	第403条第1項	採石のための掘削作業における採石のための掘削作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	41	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の4第1項	建築物等の鉄骨の組立て等作業における建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	42	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の8第1項	鋼橋架設等作業における鋼橋架設等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	43	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の12第1項	木造建築物の組立て等作業における木造建築物の組立て等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	44	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の17第1項	コンクリート造の工作物の解体等作業におけるコンクリート造の工作物の解体等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	45	労働安全衛生規則	厚生労働省	第517条の22第1項	コンクリート橋架設等作業におけるコンクリート橋架設等作業主任者の常駐	実動等任	1-1	2-1	要	令和４年度１月～３月	実動等任一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付け基安労発0222第１号,基安安発0222第１号,基安労発0222第１号,基安化発0222第３号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確にした。			
新規	91	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の35第1項第1号	一般型一時預かり事業における保育士、その他市町村長が行う研修を修了した者の常駐	実動等任	1-3	2-3	要	令和４年度１月～３月	実動等任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直しについて」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を遵守した上で、研修等で規模を賄れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能である旨明確化した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2または3の条項は、見直しを要ずそもそもデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	92	児童福祉法施行規則	こども家庭庁	第36条の35第1項第2号	幼稚園型一時預かり事業における保育士、幼稚園教諭資格者が状所有者、その他市町村長が行う研修を修了した者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、配置基準を緩和した上で、研修等で規場を踏れることや、Web会議サービス等を活用して会議等に参加することが可能であると明確化した。			
新規	94	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	厚生労働省	第7条第2項	薬局における管理薬剤師の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた薬局及び医薬品の販売業に係る取扱いについて」（令和２年４月24日厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症流行下の取扱い（代行者を実地に置く等した上で、管理薬剤師が実地に常駐せずテレワークを行うことを許容）を示している。 同事務連絡は臨時的取扱いとして示しているが、新型コロナウイルス感染症の取扱いの変更（５類移行）を契機として、事務連絡に示す上記の取扱いについては従前のとおり可能であることを同定知を行った。 ※上記事務連絡は現在も有効であるが、当該事務連絡は管理者の取扱いについて平成21年から示している取扱いを改めて明確化したものであり、従前から管理薬剤師不在時に代行者を置くことは可能。			
新規	99	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の20の2第1項第4号	特定機能病院における医療提供に係る説明責任者の配置	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	101	医療法	厚生労働省	第10条第2項	病院等における臨床研修等修了医師、臨床研修等修了歯科医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、原則として勤務時間中常駐であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
新規	102	医療法	厚生労働省	第10条第3項	病院等における臨床研修等修了医師の常駐	常駐専任	1-3	2-3	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、原則として勤務時間中常駐であり、例外的に勤務時間中に当該医療機関を離れることを妨げるものではないことを明確化した。			
新規	104	医療法施行規則	厚生労働省	第19条第4項	病院等における実地研修を行おうとする者の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	105	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第1項	療養病床を有する診療所における医師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	106	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第2項第1号	療養病床を有する診療所における看護師及び准看護師の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	107	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第2項第2号	療養病床を有する診療所における看護補助者の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	108	医療法施行規則	厚生労働省	第21条の2第3項	療養病床を有する診療所における事務員その他従業者の人員配置標準	常駐専任	1-3	3-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
新規	119	ガス事業法施行規則	経済産業省	第26条第1項	ガス小売事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		兼務団体（（一社）日本ガス協会）と調整を開始したところ、見直し工程表の決定時点ではまだに予測できなかった通信途絶等がました場合の代替措置（他の通信手段等の確保、人的対応による補完措置等）、さらには大規模自然災害をはじめとする緊急時の対応の在り方など、保安の確保に係る重要な論点が新たに浮上したため、やむを得ず予定外の検討期間を要しているもの。	令和５年８月	改正の方針についてはまとまりつつあるところであるが、業界団体との調整・検討終了後、通信の途絶の解定及び改正に係るパブリックコメントの実施とともに、業界が作成するガイドラインについて合意形成を行う必要があることから、見直し完了時期は令和５年８月とする見込み。
新規	121	ガス事業法施行規則	経済産業省	第150条第1項	ガス製造事業者におけるガス主任技術者の専任	常駐専任	2-2	2-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	未了		兼務団体（（一社）日本ガス協会）と調整を開始したところ、見直し工程表の決定時点ではまだに予測できなかった通信途絶等がました場合の代替措置（他の通信手段等の確保、人的対応による補完措置等）、さらには大規模自然災害をはじめとする緊急時の対応の在り方など、保安の確保に係る重要な論点が新たに浮上したため、やむを得ず予定外の検討期間を要しているもの。	令和５年８月	改正の方針についてはまとまりつつあるところであるが、業界団体との調整・検討終了後、通信の途絶の解定及び改正に係るパブリックコメントの実施とともに、業界が作成するガイドラインについて合意形成を行う必要があることから、見直し完了時期は令和５年８月とする見込み。
新規	147	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	環境省	第3条第1項第4号	第一種動物飼養所の事務所における動物取扱責任者の専任	常駐専任	1-2	2-2	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	動物取扱責任者の選任要件資格について、都道府県等がより適切に判断するための参考資料となるよう、令和４年12月、「動物の愛護及び管理に関する法律第22条第１項に基づく動物取扱責任者の適性要件について」（令和４年12月13日付環自総発2212132号）を発出し、関連資格の情報を都道府県等へ提供した。			
新規	167	労働安全衛生規則	厚生労働省	第565条第1項	足場の組立て等作業における足場の組立て等作業主任者の常駐	常駐専任	1-1	2-1	要	令和４年度1月～３月	常駐専任一厚生労働省1	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン及びデジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表を踏まえた対応等について」（令和５年２月22日付基安計発0222第１号、基安安発0222第１号、基安労発0222第１号、基安労補発0222第１号）を発出し、作業主任者が職務を行う場所の考え方等を明確化した。			
別表１	29	救急救命士法	厚生労働省	第34条第1項第4号	救急救命士の受験資格に係る講習	対面講習	1-②-	3-1	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
別表１	32	介護保険法	厚生労働省	第69条の7第2項、第69条の8第2項	介護支援専門員更新研修	対面講習	2-1①	3-1	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室課長事務連絡）を発出し、研修の受講だけでなく、受講の申込み や修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、オンラインで実施することができる旨を周知した。			
別表１	47	介護支援専門員資質向上事業の実施について（平成26年７月４日老発0704第２号　厚生労働省老健局通知）	厚生労働省	４（３）１	主任介護支援専門員更新研修	対面講習	2-1①	3-1	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室課長事務連絡）を発出し、研修の受講だけでなく、受講の申込み や修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、オンラインで実施することができる旨を周知した。			
別表１	83	旅客自動車運送事業運輸規則	国土交通省	第48条の4	運行管理者の講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和４年度1月～３月	講習一国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年4月24日、「運行の管理に関する講習等のオンライン化について」（令和5年４月24日付国土交通省自動車局安全政策課事務連絡）の発出により、講習の申込や講習の実施等について、オンラインで実施することを妨げるものではないことを周知した。			
別表２	1	道路交通法	警察庁	第108条の２第１項第15号	自転車運転者に対する講習	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和５年度10月～３月	講習一共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月、「オンラインによる自転車運転者講習の実施について」（令和５年１月13日事務連絡）の発出により、講習に係る手数料納付、講習受講及び自転車運転者講習修了証書の交付について、オンラインによることが可能である旨を明示した。			
別表２	7	食品衛生法	厚生労働省	第48条第6項第4号	食品衛生管理者講習	対面講習	2-1①	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和６年度4月～６月	講習一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付薬生食企発0327第１号、薬生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
別表２	13	母体保護法	こども家庭庁	第15条第2項	受胎調節の実地指導講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月28日、「デジタル原則を踏まえた児童福祉行政の規制等の見直について」（令和５年４月28日付事務連絡）の発出により、受胎調節実地指導者の講習の実施方法について、実施等を除き、適切かつ可能な範囲でオンライン講習等を実施することが可能である旨明確化した。			
新規	12	地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則	警察庁	第８条	推進委員講習	対面講習	1-②	3-1	要	令和５年度10月～３月	講習一共通２	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「地域交通安全活動推進委員制度の運用について（通達）」（令和５年３月17日付付警察庁丁交企発第49号）の発出により、講習の実施方法について、原則としてオンラインによることとする旨を明示した。			
新規	17	理学療法士作業療法士等任教員養成講習会の開催指針について（医政発0325第６号令和３年３月25日付）	厚生労働省	第２　２	理学療法士作業療法士学校養成所規則の教員	対面講習	2-1① 2-1② 2-1③	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	厚生労働省HPにおいて、修了証の発行を含む講習にかかる一連の手続きについて、デジタル化を妨げるものではない旨を明確化し、実施団体へメールにより周知した。			
新規	18	介護保険法施行規則	厚生労働省	第22条の24	介護員養成研修	対面講習	2-1①	3-1	要	令和４年度1月～３月	講習一厚生労働省４	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月31日、「「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を踏まえた各種規定の取扱いについて」（令和５年３月31日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室課長事務連絡）を発出し、研修の受講だけでなく、受講の申込み や修了証等の発行等の研修に係る手続きについて、オンラインで実施することができる旨を周知した。			
別表１	19	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の2	水道技術管理者	対面講習	1-②	2-1① 2-1② 2-1③	要	令和４年度1月～３月	講習一共通５	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法令における対応について」（令和５年３月31日付厚生労働省0331第20号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	33	雇用保険法	厚生労働省	第63条第1項第3号	職業講習	対面講習	2-1①	3-1	要	令和５年度4月～９月	講習一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月22日付付事務連絡「デジタル原則を踏まえた介護労働講習実施方法の見直しについて（依頼）」の発出により、オンラインでの遅刻届の通知、受講修了証の発行等をデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			
新規	59	貨物自動車運送事業輸送安全規則	国土交通省	第23条	運行管理者の講習	対面講習	2-1① 2-1②	2-1① 2-1②	要	令和４年度1月～３月	講習一国土交通省６	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和5年4月24日、「運行の管理に関する講習等のオンライン化について」（令和5年４月24日付国土交通省自動車局安全政策課事務連絡）の発出により、講習の申込や講習の実施等について、オンラインで実施することを妨げるものではないことを周知した。			
別表１	1	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令	内閣官房	第31条第3項	汚染拡大を防止するための施策を講じる場合の必要事項掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①②	要	令和４年度1月～３月	関係一内閣官房１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた国民保護に関する対応（通知）」（令和５年３月３日付事務連絡）の発出により、国民保護法施行令第31条第3項に規定する掲示においてデジタル化、インターネットの利用を許容する旨を明示した。			
別表１	92	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の16第5号	診療等に関する諮記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
別表１	93	医療法施行規則	厚生労働省	第9条の20第5号	診療等に関する諮記録の閲覧場所に関する情報の掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①②	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省ＨＰ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shikakushinsai_00015.html）において、規制の明確化を行った。			
別表１	221	住宅地区改良法施行令	国土交通省	第7条	建築物の移転等の代行時の掲示（公告）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「住宅地区改良法施行令に基づく掲示 規制のオンライン化について 通知」（令和５年３月31日付国住備第494号）の発出により、地方公共団体が行う掲示について、現地の掲示と合わせて、インターネットを利用した掲示も行うこととする旨を通知した。			
別表１	228	沖縄の復帰に伴う運輸省関係法令の適用の特別措置等に関する政令	国土交通省	第24条第3項及び第10項	飛行場の設置等の届出時に必要な情報掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	政令改正	未了		当初は政令改正による対応を予定していたが、今般のデジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、制定法の一部が改正されることとなって、対応可能（PHASE３）となることが明かになったもの。	令和６年６月まで	令和６年６月までに、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案の施行をもって、見直し完了（PHASE３）となる。
別表１	261	宗教管理規則	国土交通省	第3条第2項	団体入場時の届出規定に係る掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和３年に「宗教管理規則第3条第2項の規規掲示に係るオンライン化について」の発出により、デジタルで規示内容を確認可能となるように見直しを実施。			
別表１	290	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第27条第2項	入居者を公募する際の掲示義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に基づく掲示のオンライン化について（通知）」（令和５年３月31日付国住備第495号）の発出により、地方公共団体が行う掲示については、インターネットを利用した掲示を行うこと とする旨を通知した。			
別表１	299	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則	国土交通省	第20条（第22条において準用する場合を含む。）	移動等円滑化経路協定の認可等の申請の掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和４年度1月～３月	関係一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「住効閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年４月28日付国総一国土第４）の発出により、縦覧等対象情報の保存、縦覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知上明確化する趣旨の見直しを行った。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2または3の条項は、見直し を要さずとも デジタル原則適合等が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	312	中機振興特別施置法第21条第5項第3号に規定する基準等を定める命令	内閣府 農林水産省 国土交通省 環境省	第2条	採金利用協定の認定申請があった旨の掲示（公告）義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和５年度１月～３月	閣示一内閣府１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、保金利用協定の手引きの改正により、公告をオンラインサービス（ＨＰ）で行うことが原則であることを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表２	8	国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則	警察庁	第25条第3項	面会申出者の遵守事項の掲示（告知）義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「被留置者との面会に当たっての遵守事項のホームページ掲載について」（令和５年２月16日付け警察庁丁刑発第16号）の発出により、面会申出者の遵守事項について、留置施設を有する警察署又は都道府県警察本部のホームページに掲載することとする旨を明示した。			
別表２	82	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則	法務省	第88条第1項	一般社団法人等における公告方法	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00025.html）において、電子公告等他の公告方法の利用を促す内容の告知を行った。			
別表２	87	法務省間関規則	法務省	第10条第2項	公開審禅の間関の期日等の公示方法（法務大臣等の事務所の掲示場に掲示）	書面掲示	1-②	3-4※	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	省令改正	完了済み	法務省間関規則の一部を改正する省令（令和５年３月３１日公布）により、書面掲示規制を削除し、掲示規制の見直しを行った。			
別表２	89	国税徴収法	財務省	第95条第2項	差押財産等の公売公告の方法（税務署の掲示場その他税務署内の公売の見やすい場所に掲示）、ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は一定の日刊新聞紙に掲げる方法等を併せて用いることも可能。	書面掲示	1-①	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣示一財務省３	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、指示文書を発達し、公売公告等について国税庁ホームページ（公売情報ホームページ）にも掲載することにより、公告事項の全てを電子的に確認することを可能とする運用上の見直しを行った。			
別表２	123	国民年金法施行規則	厚生労働省	第83条の4第3項	学生納付特例事務法人の指定手続に係る掲示（周知）義務	書面掲示	1-①	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	省令改正	完了済み	令和５年１月、国民年金法施行規則第83条の４第３項を改正し、学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、当該法人である旨をインターネットにおいて表示することにより学生等に周知しなければならないこととし、その旨を官報に掲載した。			
別表２	162	測量法	国土交通省	第56条の5	標識の掲示義務	書面掲示	2-2②③	2-2②③	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会での決定事項を踏まえた測量法第56条の５（標識の掲示）に係る対応等について」（令和５年３月31日付国不毒建第80号）の発出により、広報での標識の掲示に加えてインターネットにおける公表を推奨済み。			
別表２	226	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	国土交通省	第83条第2項	管理事務の委託に関する重要事項説明会に関する情報掲示義務	書面掲示	1-①	2-4①	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第83条第２項等に規定する掲示にデジタルサイネージを活用することについて」（令和５年３月31日付国不参第80号）の発出により、文書での掲示に加え、デジタルサイネージを活用することも可能であることを明確化。			
別表２	227	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	国土交通省	第89条第3項	管理事務に係る説明に関する情報掲示義務	書面掲示	1-②	2-4①	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第83条第２項等に規定する掲示にデジタルサイネージを活用することについて」（令和５年３月31日付国不参第80号）の発出により、文書での掲示に加え、デジタルサイネージを活用することも可能であることを明確化。			
別表２	244	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則	法務省 厚生労働省	第52条第15号	監理団体における業務運営に係る規定の掲示義務	書面掲示	1-②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣示一共通１	省令改正	完了済み	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の改正（令和５年３月31日公布）により、従来、事業所内の一般の閲覧に便利な場所に掲示することとされていた監理団体の業務の運営に関する規程（監理費の徴収を含む。）について、インターネットを利用した公表を原則とするための見直しを行った。			
別表２	167	宅地建物取引業法	国土交通省	第46条第4項	閲覧瞬の掲示義務	書面掲示	2-4①②	3-4	要	令和５年度４月～９月	閣示一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「宅地建物取引業法第46条第１項の閲覧瞬のインターネットでの公表について」（令和５年３月28日付国不動第156号）の制定により、宅地建物取引業法第46条第３項に基づき官報で告示される閲覧瞬について、国土交通省においてインターネットにより公表するものとする旨を定めた。			
別表１	1	人事院規則13−1（不利益処分についての審査請求）	人事院	第69条	公平委員会が取りまとめた調書の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和６年度４月～６月	閣覧総覧一人事院１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、人事院HP（https://www.jinji.go.jp/kouheisimsa/furieki/furiekisyobun.html）に掲載している「不利益処分についての審査請求の手引」の改訂を行い、オンラインの方法による申請及び閲覧が可能である旨明記した。さらに、HPよに申請フォームを設置した。（https://www.jinji.go.jp/kouheisimsa/furieki/tyousho/denshi_moushikomi.html）。			
別表１	3	人事院規則2−1（人事院会議及びその手続）	人事院	第6条第6項,第7項	人事院会議の議事日程及び議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	省令改正	完了済み	令和５年３月、「人事院規則2−1（人事院会議及びその手続）」の改正（令和５年４月10日公布・施行）について議決し、公開・総覧等をデジタル原則に適合する手段にすることが原則であることを規定と明確化する趣旨の見直しを行った。（参考）新たに公布された人事院規則の概要（人事院HP）https://www.jinji.go.jp/kisoku/kaisei/kaisei_kisoku/kaisei_kisokutop.html			
別表１	14	国家戦略特別区域法	内閣府	第21条第3項	国家戦略都市計画建築物等整備事業を定める旨の公告・縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月、内閣府ホームページ（URL：https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html）において、国家戦略特別区域法に基づく公告・縦覧は当HPにて実施する旨を明示した。			
別表１	19	政問会等の活用による公共放送等の整備等の促進に関する法律施行規則	内閣府	第2条第4項	実施方針の策定の見通しの聞覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、地方公共団体におけるＰＦＩ事業導入の手引きの改定により、実施方針の見通しの公表はデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを明確化した。			
別表１	92	消費者安全法	消費者庁	第11条の17第2項1号	財務諸表等の提付及び閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度４月～９月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則に照らした消費者安全法の一部条文の解釈明確化について」（令和５年３月29日付消地協第89号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にすることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	100	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	総務省	第15条第2項	電磁的記録の開示方法に関する定めの閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律２条１項に規定する独立行政法人等に対し、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく定めを一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、同法15条２項の規定により、独立行政法人等において設けることとされている定めについて、原則としてインターネットを利用した方法により一般の閲覧に供するよう通知した。			
別表１	101	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律	総務省	第17条第4項	手数料に関する定めの閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律２条１項に規定する独立行政法人等に対し、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく定めを一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、同法17条４項の規定により、独立行政法人等において設けることとされている定めについて、原則としてインターネットを利用した方法により一般の閲覧に供するよう通知した。			
別表１	135	地方公共団体金融機構法	総務省	第36条第3項	財務諸表等の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	デジタル手続法等により縦覧又は閲覧を書面等によることなく、電磁的記録によりオンラインで行うことが可能であるため、引き続き電磁的記録による縦覧を実施するよう、地方公共団体金融機構に伝達した。			
別表１	136	地方公共団体情報システム機構法	総務省	第31条第3項	財務諸表等の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、地方公共団体情報システム機構に対して、地方公共団体情報システム機構法第31条第３項の財務諸等の縦覧は、同条第４項及び第５項の規定により、電磁的記録によりオンラインで行うことができることを伝達した。			
別表１	140	統計法	総務省	第38条第4項	手数料の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	当該条項における指定独立行政法人等である日本銀行に対し、令和５年３月20日付け通知を発出し、統計法第38条第３項による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならないとする同条第４項について、インターネットにより閲覧に供することが基本であることを明確化した。			
別表１	141	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令	総務省	第11条第2項	写しの送付に要する費用に関する定めの閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律２条１項に規定する独立行政法人等に対し、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等に基づく定めを一般の閲覧に供する方法について（通知）」を発出し、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令11条２項の規定により、独立行政法人等において設けることとされている定めについて、原則としてインターネットを利用した方法により一般の閲覧に供するよう通知した。			
別表１	144	住民基本台帳法施行規則	総務省	第22条	報告書の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月27日、地方公共団体情報システム機構に対して、住民基本台帳法施行規則第22条の規定により報告書を閲覧に供することは、デジタル手続法及びデジタル手続法総務省令に基づき、電磁的記録によりオンラインで行うことができることを伝達した。			
別表１	214	森林法	農林水産省	第39条の2第2項	保安林台帳の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の告示について」（昭和45年６月２日付45林野治第921号）の一部改正により、保安林台帳等の閲覧を求められたときについては、インターネットや電子メール等を利用する方法により閲覧を求められたときを含むものとし、閲覧は電磁的記録を利用する方法を含むものとする旨を明示した。			
別表１	252	農地法	農林水産省	第7条第2項	農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における賃借すべき地の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）の一部改正により、農地等の賃借に関する縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを原則とした。			
別表１	253	農地法	農林水産省	第9条第3項	農業委員会による賃借令書の謄本に係る縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）の一部改正により、農地等の賃借に関する縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを原則とした。			
別表１	254	農地法	農林水産省	第12条第2項	農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合における賃借すべき利等徴収に係る農業委員会による賃借令書の謄本に係る縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「農地法関係事務処理要領の制定について」（平成21年12月11日付21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長通知）の一部改正により、農地等の賃借に関する縦覧について、インターネットを利用する方法で行うことを原則とした。			
別表１	263	日本中央競馬会法	農林水産省	第30条第3項	財務諸表等の提付け閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）等に基づく仕効閲覧規制の見直し について」（令和５年３月28日付４畜第2027号）の発出により、財務諸表等は仕効閲覧において、対象情報のデータにとる保存、インターネット上における情報公開、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段にすることが基本であることを明確化する趣旨の通知発出を行った。			
別表１	298	商工会議所法	経済産業省	第38条第2項	書類の閲覧ま閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	2023年３月、「商工会議所法第38条第２項及び第39条第３項に規定する書類の閲覧について」（20230324経政第１号）の発出により、各地商工会議所において、電子メールを活用した閲覧申請の受付及び閲覧に供することを原則とする運用を明確化した。			
別表１	299	商工会議所法	経済産業省	第39条第3項	書類の提付け閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	2023年３月、「商工会議所法第38条第２項及び第39条第３項に規定する書類の閲覧について」（20230324経政第１号）の発出により、各地商工会議所において、電子メールを活用した閲覧申請の受付及び閲覧に供することを原則とする運用を明確化した。			
別表１	334	運輸安全委員会運営規則	国土交通省	第5条第3項	公示場所での原因関係者の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「船舶事故等に関する調査に係る原因関係者からの意見聴取事務取扱要領」（平成20年10月１日運委参第６号）の一部改正（令和５年４月27日運委参第５号）により、原則オンライン（ホームページ）で公示し、閲覧に供するよう見直しを行った。			
別表１	335	運輸安全委員会運営規則	国土交通省	第11条第2項	運輸安全委員会が公示する場所における公述人による関係書面の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「意見聴取会関係事務取扱要領」（平成20年10月１日運委参第７号）の一部改正（令和５年４月27日運委参第４号）により、原則オンライン（ホームページ）で公示し、閲覧に供するよう見直しを行った。			
別表１	430	浄化槽工事業に係る登録等に関する省令	国土交通省	第7条第1項	浄化槽工事業登録簿の閲覧所の設置	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度１月～３月	閣覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「浄化槽工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について」（令和５年２月２日付国不建第538、541～543号）により、各都道府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表を依頼した。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが2または3の条項は、見直しを要ずとしてもデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表１	510	建設業法	国土交通省	第24条の8第3項	最も置かた施工体制台帳の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年５月12日に公布された「施工技術検定規則及び建設業法施行規則の一部を改正する省令」（令和５年国土交通省令第43号）により、建設業法第24条の８第３項の規定に基づく、工事現場に置くられた施工体制台帳の発法義による閲覧について、閲覧の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則となるよう見直しを行った。			
別表１	559	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則	環境省	第12条	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等に係る届出の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303315号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	563	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第8条第4項	一般廃棄物処理施設の設置に係る申請書等の縦覧（閲覧場所へ往訪する必要）（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	565	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条第2項	一般廃棄物処理施設の変更申請書等の縦覧（閲覧場所へ往訪する必要）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	566	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の3第2項	市町村設置の一般廃棄物処理施設の設置届出等の縦覧（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	567	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の3の3第2項	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置届出等の縦覧（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	568	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の3の3第3項	非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更届出等の縦覧（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	569	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の10第5項	一般廃棄物の無害化処理施設の設置に係る申請書等の縦覧（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	570	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の3第9項	市町村設置の一般廃棄物処理施設の変更届出等の縦覧（閲覧の対象が書類）	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	571	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の4の4第3項	産業廃棄物の無害化処理施設の設置に係る申請書等の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	572	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条第4項	申請年月日等の告示及び申請書等の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	574	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第9条の3第7項	記録の備付け閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	575	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第15条の18第3項	台帳の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	576	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境省	第19条の12第3項	台帳の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について（通知）」（令和５年３月31日付環廃廃発2303125号、環廃規発2303110号）の発出により、閲覧等対象情報の保存、閲覧等の申請等プロセス、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	587	浄化槽法	国土交通省 環境省	第23条第3項	浄化槽工事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の請求	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「浄化槽工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について」（令和５年２月２日付国不建第531、541～543号）により、各都道府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表を依頼した。			
別表１	599	沖縄振興特別措置法	内閣府 環境省	第21条第6項	保全利用協定の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 内閣府１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、保全利用協定の手引きの改正により、縦覧をインターネット（HP）で行うことが原則であることを明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	604	競馬法	総務省 農林水産省	第23条の41第3項	書面を備え置き閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会策定）等に基づく住効閲覧規制の見直しについて」（令和５年３月28日付４番第29078号）の発出により、財務総務等の住効閲覧において、対象情報のデータによる保存、インターネット上における換算公開、閲覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが基本であることを明確化する趣旨の通知発出を行った。			
別表１	606	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	国土交通省 環境省	第26条	解体工事業者登録簿の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「解体工事業者の登録情報のインターネット公表の推進について」（令和５年２月２日付国不建第531、540号）により、各都道府県ウェブサイトにおける一覧表形式による公表を依頼した。			
別表１	609	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総務省 国土交通省	第42条第1項（第44条第2項及び第51条の2第3項において準用する場合を含む。） 第43条第2項（第44条第2項、第47条第2項、第50条第3項及び第51条の2第3項において準用する場合を含む。）	許可申請に係る移動等円滑化規路協定の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「住効閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年４月28日付国総参第36号）の発出により、縦覧等対象情報の保存、縦覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	610	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	総務省 国土交通省	第43条第2項（第44条第2項、第47条第2項、第50条第3項及び第51条の2第3項において準用する場合を含む。）	移動等円滑化経路協定の縦覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「住効閲覧・縦覧及び書面掲示におけるデジタル技術の活用について（通知）」（令和５年４月28日付国総参第36号）の発出により、縦覧等対象情報の保存、縦覧等の一連のプロセスをデジタル原則に適合する手段によることが原則であることを通知と明確化する趣旨の見直しを行った。			
別表１	647	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	第32条	第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧について、デジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル手段を基本とする事務連絡発出により効率した。			
別表２	149	商法	法務省	第539条第1項	書面の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	151	信託法	法務省	第190条第2項（第3項:受付信託法の閲覧の条項にて準用されている。）	受益者原簿の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	152	信託法	法務省	第38条第1項、第6項	帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	153	建物の区分所有等に関する法律	法務省	第33条第2項	規約の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3②	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00324.html）において、利害関係人がデジタル規約を電子メール等で受領することを希望するときは、デジタル規約の保管者は、デジタル規約を電子メールで送信するなどして事実上閲覧させることも可能であることを明示し、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	181	医療法	厚生労働省	第46条の7の2第1項	医療法人の理事会の議事録に関する社員及び債権者の閲覧又は謄写の請求	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に出頭する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	182	医療法	厚生労働省	第46条の3の6	社団たる医療法人の社員総会の議事録に関する社員及び債権者の閲覧又は謄写の請求	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に出頭する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			

7項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phase2又は3の条項は、見直しを要ずずとも デジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
別表２	183	医療法	厚生労働省	第46条の4の7	評価たる医療法人の評議員会の議事録に関する評議員及び債権者の閲覧又は謄写の請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	184	医療法	厚生労働省	第51条の4第1項	医療法人の書類の主たる事務所における備え置きと閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	医療法施行規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第58号）により、インターネットその他適切な方法により閲覧されることとした。			
別表２	188	医療法	厚生労働省	第54条の7	社会医療法人債権者集会の議事録に関する社会医療法人債管理者及び社会医療法人債権者の閲覧又は謄写の請求、社会医療法人債原簿に関する社会医療法人債権者等の閲覧又は謄写の請求、社会医療法人債権者集会の決議の省略について議決権者の意思表示をした書面に関する社会医療法人債管理者、社会医療法人債管理補助者及び社会医療法人債権者の閲覧又は謄写の請求	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	189	医療法	厚生労働省	第58条の3第2項	医療法人の債権者に対する吸収合併契約に関する書面等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	2-3① 2-3③	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	190	医療法	厚生労働省	第59条の2	医療法人の債権者に対する新設合併契約に関する書面等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	2-3① 2-3③	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	191	医療法	厚生労働省	第60条の4第2項	医療法人の債権者に対する吸収分割契約に関する書面等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	2-3① 2-3③	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	192	医療法	厚生労働省	第61条の3	医療法人の債権者に対する新設分割契約に関する書面等の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	2-3① 2-3③	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、事務連絡の発出により、閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、医療法人の事務所に住設する方法により行うこととされていることに関し、社員等から、メール等の電磁的な方法による閲覧又は謄写の交付の請求があった場合には、特段の事情がない限り、当該方法により閲覧又は謄写の交付を行うこととして通知と明確化する見直しを行った。			
別表２	197	社会福祉法	厚生労働省	第45条の15第2項,第3項	理事会の議事録の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	199	社会福祉法	厚生労働省	第45条の34第3項	財産目録等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	200	社会福祉法	厚生労働省	第45条の11第4項	評議員会の議事録の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	201	社会福祉法	厚生労働省	第45条の9第10項	評議員会の提案に係る同意書面の閲覧請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	202	社会福祉法	厚生労働省	第45条の25	会計帳簿の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	203	社会福祉法	厚生労働省	第46条の20第2項,第3項	清算人会の議事録の作成閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	204	社会福祉法	厚生労働省	第46条の26第2項	清算法人の貸借対照表等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	205	社会福祉法	厚生労働省	第51条第2項	吸収合併消滅法人の吸収合併契約に関する書面等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	206	社会福祉法	厚生労働省	第54条第2項	吸収合併存続法人の吸収合併契約に関する書面等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	207	社会福祉法	厚生労働省	第54条の7第2項	新設合併消滅法人の新設合併契約に関する書面等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	208	社会福祉法	厚生労働省	第54条の4第3項	吸収合併存続法人の吸収合併に関する書面等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	209	社会福祉法	厚生労働省	第54条の11第3項	新設合併設立法人の新設合併に関する書面等の閲覧等の請求	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月22日付事務連絡で閲覧の請求があった場合には、電磁的方法によることを基本とされたい旨周知した。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001076786.pdf			
別表２	210	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	厚生労働省	第19条の6の10第2項	財務諸表等の閲覧等	仕訳閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	HPにアナログ規制がない旨を掲載した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/seishinhokenchiiki.html			
別表２	215	医療法	厚生労働省	第16条の2第1項第5号	地域医療支援病院における諸記録の閲覧	仕訳閲覧	1-②	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HPにおいて規制の明確化を行った。			
別表２	216	医療法	厚生労働省	第16条の3第1項第6号	特定機能病院における諸記録の閲覧	仕訳閲覧	1-②	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、厚生労働省HPにおいて規制の明確化を行った。			
別表２	253	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	国土交通省	第69条の10第2項	財務諸表等の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「登録実施調査実施類型の財務諸表等の閲覧について」（令和５年３月31日付国不参第81号）の発出により、電子メールを利用した方法により対応を基本とする旨を明確化した。			
別表２	277	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	第47条第2項	充填量・回収量等の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、充填量・回収量等の閲覧について、デジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル手段を基本とするよう事務連絡発出により依頼した。			
別表２	278	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	第60条第2項	再生量等の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、再生量等の閲覧についてデジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル手段を基本とするよう事務連絡発出により依頼した。			
別表２	279	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	経済産業省 環境省	第71条第2項	破壊量等の記録の閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえ、破壊量等の閲覧についてデジタル化推進の観点から、電磁的記録によるなどデジタル手段を基本とするよう事務連絡発出により依頼した。			
別表２	314	担保付社債信託法	金融庁 法務省	第20条第2項	信託証書の備え置き及び閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	315	担保付社債信託法	金融庁 法務省	第30条第2項	社債原簿の写しの閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
別表２	316	担保付社債信託法	金融庁 法務省	第33条第2項	議事録の写しの閲覧	仕訳閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	8	国家戦略特別区域法	内閣府	第20条第3項	事業計画等の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、当府ホームページ（URL：https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html）において、国家戦略特別区域法に基づく公告・縦覧は当HPにて実施する旨を明示した。			
新規	9	国家戦略特別区域法	内閣府	第24条第3項	事業計画等の縦覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年１月、当府ホームページ（URL：https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/tokyoken.html）において、国家戦略特別区域法に基づく公告・縦覧は当HPにて実施する旨を明示した。			
新規	17	遺失物法	警察庁	第7条第3項	遺失物に係る書面の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和５年２月16日付警察庁丙会発第29号ほか）の発出により、遺失物等情報管理業務について、電気通信回線等を活用した全国共通システムの運用を開始した。			
新規	18	遺失物法	警察庁	第16条第2項	遺失物に係る書面の閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年２月、「警察共通基盤システムによる遺失物等情報管理業務実施要領の制定について（通達）」（令和５年２月16日付警察庁丙会発第29号ほか）の発出により、遺失物等情報管理業務について、電気通信回線等を活用した全国共通システムの運用を開始した。			
新規	106	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令	総務省	第17条第2項	経営等に関する情報の公表事項を記載した書類を備置き閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	省令改正	完了済み	令和５年３月、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）の一部を改正する省令」（令和５年総務省令第30号。令和５年３月31日施行。）により、経営等に関する情報の公表事項を記載した書類の公表方法をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法とする趣旨の見直しを行った。			
新規	107	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令	総務省	第18条第2項	経営等に関する情報の公表事項を記載した書類を備置き閲覧	仕訳閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	省令改正	完了済み	令和５年３月、「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構に関する省令（平成19年総務省令第98号）の一部を改正する省令」（令和５年総務省令第30号。令和５年３月31日施行。）により、経営等に関する情報の公表事項を記載した書類の公表方法をインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法とする趣旨の見直しを行った。			
新規	112	会社法	法務省	第442条第3項	計算書類等の閲覧	仕訳閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「用」かつ、現在Phaseがフェロ３の条項は、見直しを要ずすともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	113	会社法	法務省	第442条第4項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	114	会社法	法務省	第31条第2項	定款の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	115	会社法	法務省	第74条第7項	議決権の代理権を証明する書類の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	117	会社法	法務省	第76条第5項	電磁的記録に記録された議決権行使書面の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	118	会社法	法務省	第81条第3項	議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	119	会社法	法務省	第82条第3項	新株予約権の決議の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	120	会社法	法務省	第125条第2項	株主名簿の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	121	会社法	法務省	第171条の2第2項	全部取得条項付種類株式に関わる事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	122	会社法	法務省	第173条第3項	全部取得条項付種類株式の取得に関わる事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	123	会社法	法務省	第179条の5第2項	特別支配株主等に係る事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	124	会社法	法務省	第179条の10第3項	売渡株式等の取得に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	125	会社法	法務省	第182条の2第2項	株式の併合に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	126	会社法	法務省	第182条の6第3項	株式の併合に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	127	会社法	法務省	第231条第2項	株券喪失登録簿の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	128	会社法	法務省	第252条第2項	新株予約権原簿の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	129	会社法	法務省	第310条第7項	議決権の代理行使に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	130	会社法	法務省	第312条第5項	電磁的方法による議決権の行使に関わる事項の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	131	会社法	法務省	第318条第4項	議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	132	会社法	法務省	第319条第3項	株主総会の決議に関わる事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	133	会社法	法務省	第371条第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	134	会社法	法務省	第374条第2項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	135	会社法	法務省	第378条第2項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	136	会社法	法務省	第389条第4項	会計帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	137	会社法	法務省	第394条第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	138	会社法	法務省	第396条第2項	会計帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	139	会社法	法務省	第399条の11第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一 共通１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２または３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性が確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	140	会社法	法務省	第413条第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	141	会社法	法務省	第413条第3項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	142	会社法	法務省	第433条第1項	会計帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	143	会社法	法務省	第496条第2項	現後対照表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	144	会社法	法務省	第618条第1項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	145	会社法	法務省	第625条第1項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	146	会社法	法務省	第684条第2項	社債原簿の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	147	会社法	法務省	第731条第3項	議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	148	会社法	法務省	第735条の2第3項	社債権者集会の決議に関わる事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	149	会社法	法務省	第775条第3項	組織変更計画に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	150	会社法	法務省	第782条第3項	吸収合併契約等に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	151	会社法	法務省	第791条第3項	吸収分割又は株式交換に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	152	会社法	法務省	第794条第3項	吸収合併契約等に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	153	会社法	法務省	第801条第4項	吸収合併等に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00324.html）において、利害関係人がデジタル規約を電子メール等で受領することを希望するときは、デジタル規約の保管者は、デジタル規約を電子メールで送信するなどして事実上閲覧させることも可能であることを明示し、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	154	会社法	法務省	第803条第3項	新設合併契約等に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	155	会社法	法務省	第811条第3項	新設分割又は株式移転に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	156	会社法	法務省	第815条第4項	新設合併契約等に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	157	会社法	法務省	第816条の2第3項	株式交付計画に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	158	会社法	法務省	第816条の10第3項	株式交付に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	162	会社法	法務省	第951条第2項	財務諸表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	175	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第14条第2項	定款の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	176	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第32項第2項	社員名簿の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	177	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第50条第6項	代理権を証明する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	179	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第52条第5項	議決権行使に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3①	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	180	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第57条第4項	議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	181	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第58条第3項	社員総会の決議に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル的手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			

７項目のアナログ規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

分類（※）	No.	法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し要否 見直し「否」かつ、現在Phaseが２または３の条項は、見直しを進めずともデジタル原則適合性の確保できていることを確認済	見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
新規	182	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第97条第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	183	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第107条第2項	会計帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	184	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第121条第1項	会計帳簿等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	185	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第129条第3項	計算書類等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	186	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第156条第2項	定款の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	187	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第193条第4項	議事録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	188	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第194条第3項	評議員会の決議に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	189	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第223条第2項	議事録等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	190	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第229条第2項	貸借対照表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	191	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第246条第3項	吸収合併契約に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	192	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第250条第3項	吸収合併契約に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	193	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第253条第3項	吸収合併に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	194	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第256条第3項	新設合併契約に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	195	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第260条第3項	新設合併契約に関する事項の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、請求者がデジタル手法（例えば、電子メールの送付による方法やオンライン会議による方法等）によることを希望している場合には、デジタル的手法によって対応することも可能である旨を告知するとともに、デジタル的手法によることの検討を促した。			
新規	196	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第298条第1項	一般社団法人の財産の状況の報告又は計算に関する資料の閲覧	仕効閲覧	1-②	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定による閲覧等の方法に関する文書を掲載した。 法律改正による対応も引き続き検討する。			
新規	197	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	法務省	第298条第4項	一般社団法人の財産の状況の報告又は計算に関する資料の閲覧	仕効閲覧	1-②	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、法務省ホームページ（URL：https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00325.html）において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の規定による閲覧等の方法に関する文書を掲載した。 法律改正による対応も引き続き検討する。			
別表１	169	開発法施行規則	財務省	第4条第8項	公図会調書の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和５年度 10月～３月	閲覧総覧一覧表３	省令改正	完了済み	令和５年３月、インターネットの利用等による公図会調書の閲覧が可能となるよう省令第４条を改正し、その旨を官報に掲載した。			
新規	205	健康保険法施行令	厚生労働省	第13条第4項	会議録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「健康保険組合の令和５年度予算の概成について」（令和４年12月26日付け保保発1226第１号）の発出により、会議録や事業及び決算に関する報告書については、ホームページに掲載するなど、加入者の利便性に配慮した環境整備に取り組むよう周知した。			
新規	206	健康保険法施行令	厚生労働省	第24条第3項	報告書の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和４年12月、「健康保険組合の令和５年度予算の概成について」（令和４年12月26日付け保保発1226第１号）の発出により、会議録や事業及び決算に関する報告書については、ホームページに掲載するなど、加入者の利便性に配慮した環境整備に取り組むよう周知した。			
新規	218	食品衛生法	厚生労働省	第39条第2項	登録検査機関に関する財務諸表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第２号、厚生食監発0327第３号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	219	食品衛生法施行令	厚生労働省	第27条第2項	食品衛生管理者登録講習会に関する財務諸表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和５年度 ４月～９月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表について」（令和５年３月27日付厚生食企発0327第１号、厚生食監発0327第２号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	220	水道法	厚生労働省	第20条の10第2項	登録水質検査機関に関する財務諸表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第19号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	221	水道法施行規則	厚生労働省	第14条の10第2項	登録講習機関に関する財務諸表等の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第20号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	222	水道法施行規則	厚生労働省	第17条の5	水道事業者等の水質検査結果等の公表	仕効閲覧	2-3① 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「デジタル臨時行政調査会の「デジタル原則」への水道法における対応について」（令和５年３月31日付厚生水発0331第17号）の発出により、デジタル技術の活用が可能である旨、周知した。			
新規	235	森林法	農林水産省	第46条の2第2項	保安施設地区台帳の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年３月、「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」（昭和45年６月２日付45林野治第921号）の一部改正により、保安林台帳等の閲覧を求められたときについては、インターネットや電子メール等を利用する方法により閲覧を求められたとき等を含むものとし、閲覧は電磁的記録を利用する方法を含むものとする旨を明示した。			
新規	283	運輸安全委員会設置規則	国土交通省	第25条第2項	公述記録の閲覧	仕効閲覧	2-3① 2-3② 2-3③	3-3	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	令和５年４月、「意見聴取会開催事務取扱要領」（平成20年10月１日運輸審議７号）の一部改正（令和５年４月27日運輸審議４号）により、原則オンライン（ホームページ）に掲載し、閲覧に供するよう見直しを行った。			
新規	339	住宅宿泊事業法	厚生労働省 国土交通省	第51条	登録簿の閲覧	仕効閲覧	2-4① 2-4②	3-4	要	令和４年度 １月～３月	閲覧総覧一覧表１ 国土交通省7	告示、通知・通達等の発出又は改正	完了済み	観光庁が運営する民泊ポータルサイトにおいてすでに公表している登録簿について、当該登録簿が住宅宿泊事業法第51条に基づく登録簿である旨を、令和５年３月22日に明記した。 https://www.mlit.go.jp/kankocho/minpaku/business/mediation/list.html			

※「分類」欄は、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和４年６月３日デジタル臨時行政調査会決定）の別表に掲載されている条項については掲載されている表に応じて「別表１」又は「別表２」と、掲載されていない条項（各省庁から追加提出があった条項）については「新規」と記載

注　規制の見直しにより、規制そのものを撤廃するもの

FD等の記録媒体を指定する規制　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No	法令名	所管省庁	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	見直し要否 ※見直し「否」かつ、「オンライン手続等の規定の整備」に「●」のあるものは、既にオンライン手続等の規定が整備されていることを確認済	見直し方針		見直し完了時期	工程表	見直しの概要	見直しの状況	見直しの内容
							オンライン手続等の規定の整備	具体の記録媒体規定の見直し					
17	公共施設等運営権登録令施行規則	内閣府	第30条第2項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、公共施設等運営権登録令施行規則の一部を改正する内閣府令（令和５年内閣府令第20号）により、オンライン手続が可能となるよう、第30条第２項を改正した。
568	関税法施行令	財務省	第90条の2第1項第4号	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和５年政令第158号）において、フレキシブルディスクによる交付を規定していた第90条の２第１項第４号を削除する改正を行った。
603	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	財務省	第2条第17項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・財務省令第２号）の公布により、光ディスク等の電子記録媒体を利用した方法に限らず、電子情報処理組織を使用する方法による提供も可能となるよう、当該省令第２条第17項を改正し、その旨を官報に掲載した。
604	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	財務省	第2条の2第16項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・財務省令第２号）の公布により、光ディスク等の電子記録媒体を利用した方法に限らず、電子情報処理組織を使用する方法による提供も可能となるよう、当該省令第２条の２第16項を改正し、その旨を官報に掲載した。
605	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	財務省	第2条の3第16項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・財務省令第２号）の公布により、光ディスク等の電子記録媒体を利用した方法に限らず、電子情報処理組織を使用する方法による提供も可能となるよう、当該省令第２条の３第16項を改正し、その旨を官報に掲載した。
606	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	財務省	第2条の4第16項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・財務省令第２号）の公布により、光ディスク等の電子記録媒体を利用した方法に限らず、電子情報処理組織を使用する方法による提供も可能となるよう、当該省令第２条の４第16項を改正し、その旨を官報に掲載した。
607	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令	財務省	第2条の5第17項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	○		令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（令和５年総務省・財務省令第２号）の公布により、光ディスク等の電子記録媒体を利用した方法に限らず、電子情報処理組織を使用する方法による提供も可能となるよう、当該省令第２条の５第17項を改正し、その旨を官報に掲載した。
1604	法人土地・建物基本調査規則	国土交通省	第9条第3項	申請・交付等（行政手続）	記録媒体	要	●	○	令和5年中	記録媒体ー共通	法令改正	完了済み	令和５年３月、法人土地・建物基本調査規則の一部を改正する省令（令和５年国土交通省令第17号）において、郵送に代わる提出方法として、第９条第３項（改正後の第８条第３項））に例示していた「磁気テープ、フレキシブルディスクその他の電磁的記録媒体」を「電磁的記録媒体」に改正し、その旨を官報に掲載した。

※　「オンライン手続等の規定の整備」における「○」は今後整備を行うもの、「●」は既に整備がされているものを、「具体の記録媒体規定の見直し」における「○」は今後見直しを行うものを指す。

（その他の見直し）

その他　点検対象条項のフォローアップ一覧表

No.	法令名	所管省庁名	条項	課題（要望等の概要）	見直し要否	見直し完了時期	工程表	見直しの状況（※「未了」のものについてはいずれも「新たな見直し完了時期」を設定）	見直しの内容	見直し未了の理由	新たな見直し完了時期	新たな見直し完了時期の理由
1	総合特区支援利子補給金交付要綱	内閣府		総合特区支援利子補給契約書の押印を廃止して欲しい。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	電子契約での取り交わしを可能とするため、令和5年3月3日付けで「総合特区支援利子補給金交付要綱」を改正し、電子により契約書を作成する場合の取扱いを明記した。			
2	保険業法	金融庁	第277条	保険募集人の登録申請をオンライン化して欲しい。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	保険募集人の登録申請に係るオンライン化を可能とするため、必要なシステム改修を完了するとともに、令和５年３月に、監督指針を改正・公表した。			
3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則	デジタル庁 総務省	第４条	マイナンバーカードの交付時の本人確認に当って提示を求めるものとして、学生証アプリも認めることができないか。	要	令和４年度目処	その他	未了		カードの交付に加えて、新たに電子証明書の発行においても学生証アプリの掲示が認められるよう検討したことに加え、自治体の窓口における円滑な運用について検討を行う必要があり、時間を要したため。	令和５年７月	省令改正の実施に要する期間を勘案したため。
4	割賦販売法	経済産業省	第30条の4	支払停止抗弁の申出について、デジタル化を容認して欲しい。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	日本クレジット協会の自主規制ルールにおいて、支払停止抗弁の申出について、電磁的方法でも行える旨を追記。			
5	①たばこ事業法 ②酒税法 ③二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律 ④二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	①財務省 ②国税庁 ③④警察庁	①第31条第9号 ②第12条第2号 第14条第2号 ③第1条 ④第4条	無人レジの設置等省人化の取組みを進める中、年齢確認等の20歳未満の者の飲酒・喫煙の防止に資するための必要な措置を講ずることが求められる酒・たばこの販売において、デジタル技術を活用した年齢確認の実効性をいかに担保するか。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	2023年1月31日にコンビニ業界を代表する日本フランチャイズチェーン協会が、「デジタル技術を活用した酒類・たばこ年齢確認ガイドライン」を策定し、各省庁から関係機関に同ガイドラインの内容について周知を行った。			
6	協会員の従業員に関する規則	日本証券業協会	第9条	事故連絡書が書面・押印であるため、電子化して欲しい。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	2023年2月10日に協会員宛の通知を発出し、2023年4月3日以降事故連絡書の提出は全てオンライン提出とした。			
7	協会員の従業員に関する規則	日本証券業協会	第10条	事故顛末報告書が書面・押印であるため、電子化して欲しい。	要	令和４年度１月～３月	その他	完了済み	2023年2月10日に協会員宛の通知を発出し、2023年4月3日以降事故顛末報告書の提出は全てオンライン提出とした。			